

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年4月15日提出
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 拓美
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	森川 晃
【電話番号】	03-6447-6147
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	上場インデックスファンド中国A株（パンダ）CSI300
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

上場インデックスファンド中国A株（パンダ）CSI300（以下「ファンド」といいます。）

- ・愛称として「上場パンダ」という名称を用いることがあります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。  
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・「取得申込受付日」は、毎月16日（日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所または中国の銀行が休業日の場合は、翌日以降の日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所および中国の銀行のいずれもが営業日である日）とします。
- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### （５）【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### （６）【申込単位】

5万口以上で販売会社が定める単位

詳しくは、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### （７）【申込期間】

平成28年 5月 2日から平成29年 4月10日までとします。

- ・毎月16日（日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所または中国の銀行が休業日の場合は、翌日以降の日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所および中国の銀行のいずれもが営業日である日）を取得申込受付日とします。当該取得申込受付日の属する月の1日（休業日の場合は翌営業日）から10日（休業日の場合は前営業日）までを取得申込受付期間として、取得の申込みを受け付けます。  
平成29年5月1日以降の申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**( 8 ) 【申込取扱場所】**

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

**( 9 ) 【払込期日】**

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**( 10 ) 【払込取扱場所】**

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

**( 11 ) 【振替機関に関する事項】**

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

**( 12 ) 【その他】**

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

主として、円換算したCSI300指数の動きに連動する投資成果をめざす投資信託証券に投資を行なうことにより、CSI300指数に採用されている銘柄の株式を実質的な投資対象とし、円換算した同指数の動きと基準価額が高位に連動することをめざします。

※CSI300指数は、上海証券取引所（中国語名称「上海証券交易所」）および深セン証券取引所（中国語名称「深セン証券交易所」）に上場されている全A株のうち、時価総額および流動性の高い300銘柄で構成されており、中国の株価を代表する指数です。指数の算出方法は、浮動株比率を調整した時価総額加重平均方式です。基準時を2004年12月31日とし、その日の時価総額を1,000として、その後の時価総額を指数化したものです。

有償増資、新規上場および上場廃止など、市況以外の要因による時価総額の変動に影響されないよう時価総額を修正し、指数の連続性を確保しています。

$$\text{CSI300指数} = \frac{\text{算出時の時価総額}}{\text{基準時の時価総額}} \times 1,000$$

CSI指数は、中証指数有限公司(China Securities Index Co.,LTD)によって計算されます。中証指数有限公司、上海証券取引所および深セン証券取引所はCSI300指数の正確性を確保するために一切の必要な手段を講じます。しかしながら、中証指数有限公司、上海証券取引所および深セン証券取引所は、過失の有無にかかわらず、CSI300指数のいかなる誤りについて、いかなる者に対しても責任を負わず、中証指数有限公司、上海証券取引所および深セン証券取引所は、CSI300指数のいかなる誤りについても、いかなる者に対しても通知する義務を負いません。

指数にかかわる価値や銘柄リストといった著作権は中証指数有限公司に属します。

###### ファンドの基本的性格

###### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型投信	海外	不動産投信	MRF	特殊型
		その他資産 ( )	ETF	
	内外	資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### 海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ETF

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。

インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル			
大型株 中小型株	年2回	日本			
債券 一般	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )	日経 225
公債 社債	年6回 (隔月)	欧州			
その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX
不動産投信	日々	オセアニア			
その他資産 (投資信託証券(株式一般))	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (CSI300指数)
資産複合 ( )		アフリカ			
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（株式一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「株式」に分類されます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。  
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

#### ファンドの特色

- 当ファンドは、契約型の投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる仕組みが採り入れられています。

**受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。**

- ・売買単位は10口単位です。(有価証券届出書提出日現在)
- ・売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
- ・取引方法は原則として株式と同様です。

※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

**解約請求による途中換金をすることはできません。**

**受益権をもって投資信託証券と交換することができます。**

※申込時に取得された受益権の口数と、交換時に必要とされる口数は一致するものではありません。

※交換に用いられる投資信託証券は、「CSI300インデックスオープン(適格機関投資家転売制限付)」とします。当該投資信託証券は、勧誘の相手方の人数について49人以下とする制限があります。この場合における人数の計算については、適格機関投資家は除くものとします。なお、当該投資信託証券を取得した適格機関投資家は、他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡は行なわないものとします。

- 投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

#### <CSI300インデックスファンド(適格機関投資家向け)>

主として、「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」に投資を行ない、円換算したCSI300指数の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

#### <CSI300インデックスオープン(適格機関投資家転売制限付)>

主として、「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」に投資を行ない、円換算したCSI300指数の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

#### (ご参考)中国A株CSI300インデックスマザーファンド

主として、中国企業の人民元建株式に投資を行ない、円換算したCSI300指数の動きに連動する投資成果をめざします。

#### <マネー・オープン・マザーファンド>

公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

## 〈ファンドの仕組み〉



※CSI300指数への連動をめざすETFなどに投資をする場合があります。

### 主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### 分配方針

- ・信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成20年4月7日

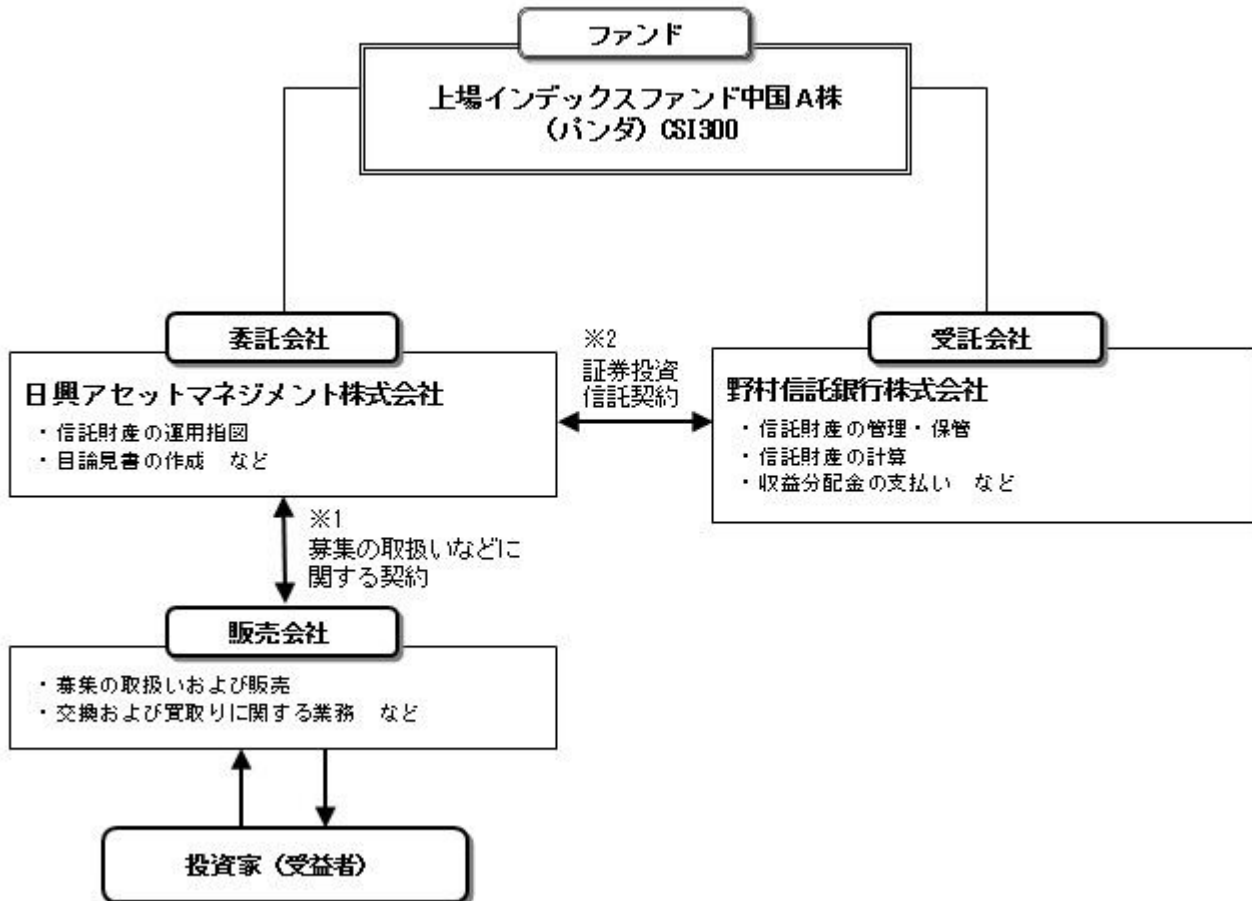
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

平成20年4月11日

- ・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

## (3) 【ファンドの仕組み】

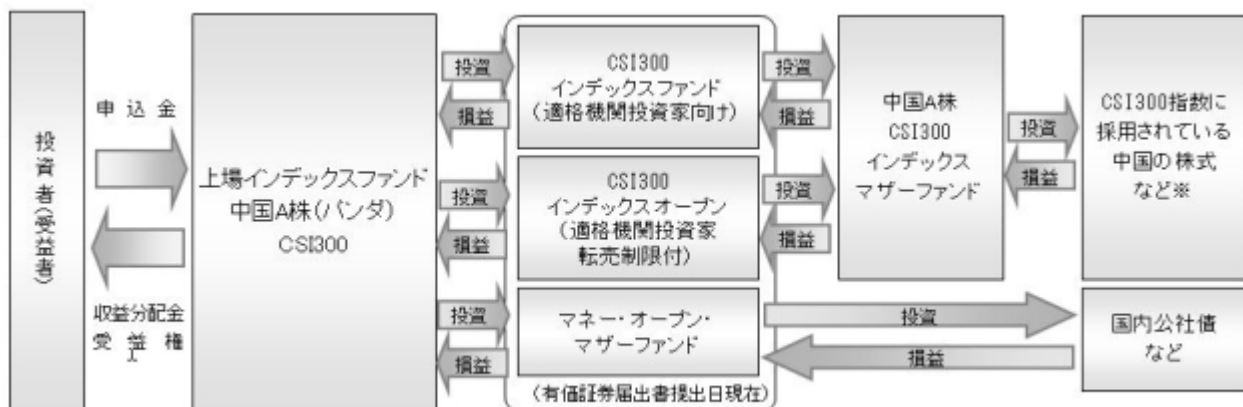
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、交換および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

#### <ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



CSI300指数への連動をめざすETFなどに投資をする場合があります。

委託会社の概況（平成28年1月末現在）

- 1) 資本金  
17,363百万円
- 2) 沿革  
昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立  
平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 3) 大株主の状況



名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

- ・主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ない、円換算したCSI300指数の動きに連動する投資成果をめざします。
- ・投資信託証券の合計組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向や中国における決済制度上の制約ならびに市場流動性などによっては実質株式組入比率が低下する場合があります。
- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、見直しを行なう場合があります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

主として別に定める投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1)の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

次の取引ができます。

- 1) 外国為替予約取引

投資対象とする投資信託証券の概要

<CSI300インデックスファンド（適格機関投資家向け）>

\*当ファンドはファンド・オブ・ファンズ投資専用ファンドとなっております。

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないません。

主な投資対象	「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。ただし、株式に直接投資することがあります。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」受益証券に投資を行ない、円換算したCSI300指数の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。</li> <li>・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては組入比率を引き下げることもあります。</li> <li>・なお、運用の効率化および流動性の確保を図るため、CSI300指数への連動を目指す上場投資信託証券に直接投資する場合があります。</li> <li>・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。</li> <li>・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> </ul>
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.81%（税抜0.75%）
その他報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に0.54（税抜0.5）を乗じて得た額</li> <li>・投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に0.54（税抜0.5）を乗じて得た額（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の信託報酬として収受する規定のあるものに限ります。他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。）</li> </ul>
申込手数料	ファンドで買い付ける場合はありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.6%（1口当たり）
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、運用報告書などの印刷および交付に係る費用など）、信託財産に関する租税など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
<b>その他</b>	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成20年4月8日設定）
決算日	毎年12月20日（休業日の場合は翌営業日）

< CSI300インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付） >

#### 運用の基本方針

基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。ただし、株式に直接投資することがあります。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」受益証券に投資を行ない、円換算したCSI300指数の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。</li> <li>・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては組入比率を引き下げることもあります。</li> <li>・なお、運用の効率化および流動性の確保を図るため、CSI300指数への連動を目指す上場投資信託証券に直接投資する場合があります。</li> <li>・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。</li> <li>・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> </ul>
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。

#### ファンドに係る費用

信託報酬	純資産総額に対し年率0.81%（税抜0.75%）
その他報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に0.54（税抜0.5）を乗じて得た額</li> <li>・投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に0.54（税抜0.5）を乗じて得た額（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の信託報酬として収受する規定のあるものに限ります。他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。）</li> </ul>
申込手数料	ファンドで買い付ける場合はありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.6%（1口当たり）
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、運用報告書などの印刷および交付に係る費用など）、信託財産に関する租税など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>

#### その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成20年4月8日設定）
クローズド期間	全期間。ただし、毎月16日（日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所または中国の銀行が休業日の場合は、翌日以降の日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所および中国の銀行のいずれもが営業日である日）を解約請求受付日として、解約の請求を行なうことができます。

決算日	毎年12月20日（休業日の場合は翌営業日）
-----	-----------------------

（ご参考）

中国A株CSI300インデックスマザーファンド

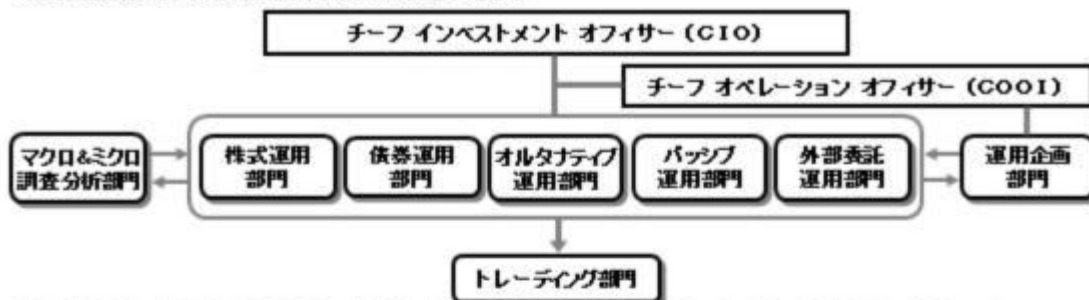
運用の基本方針	
基本方針	中華人民共和国（以下「中国」といいます。）の株式に投資を行ない、円換算したCSI300指数の動きに連動する成果をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	CSI300指数に採用される中国企業の人民元建株式を主要投資対象とします。ただし、運用の効率化および流動性の確保を図るため、CSI300指数への連動を目指す上場投資信託証券ならびに仕組債および派生商品に投資する場合があります。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、中国企業の人民元建株式に投資を行ない、円換算したCSI300指数の動きに連動する投資成果をめざします。</li> <li>・株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。なお、資金動向などによっては組入比率を引き下げることがあります。</li> <li>・中国の証券取引決済制度上の制約や証券取引市場の流動性により、ファンドに現金が滞留する場合があります。指数への連動性が低下する場合があります。</li> <li>・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。</li> <li>・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.6%（1口当たり）
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成20年4月8日設定）
決算日	毎年12月20日（休業日の場合は翌営業日）

&lt; マネー・オープン・マザーファンド &gt;

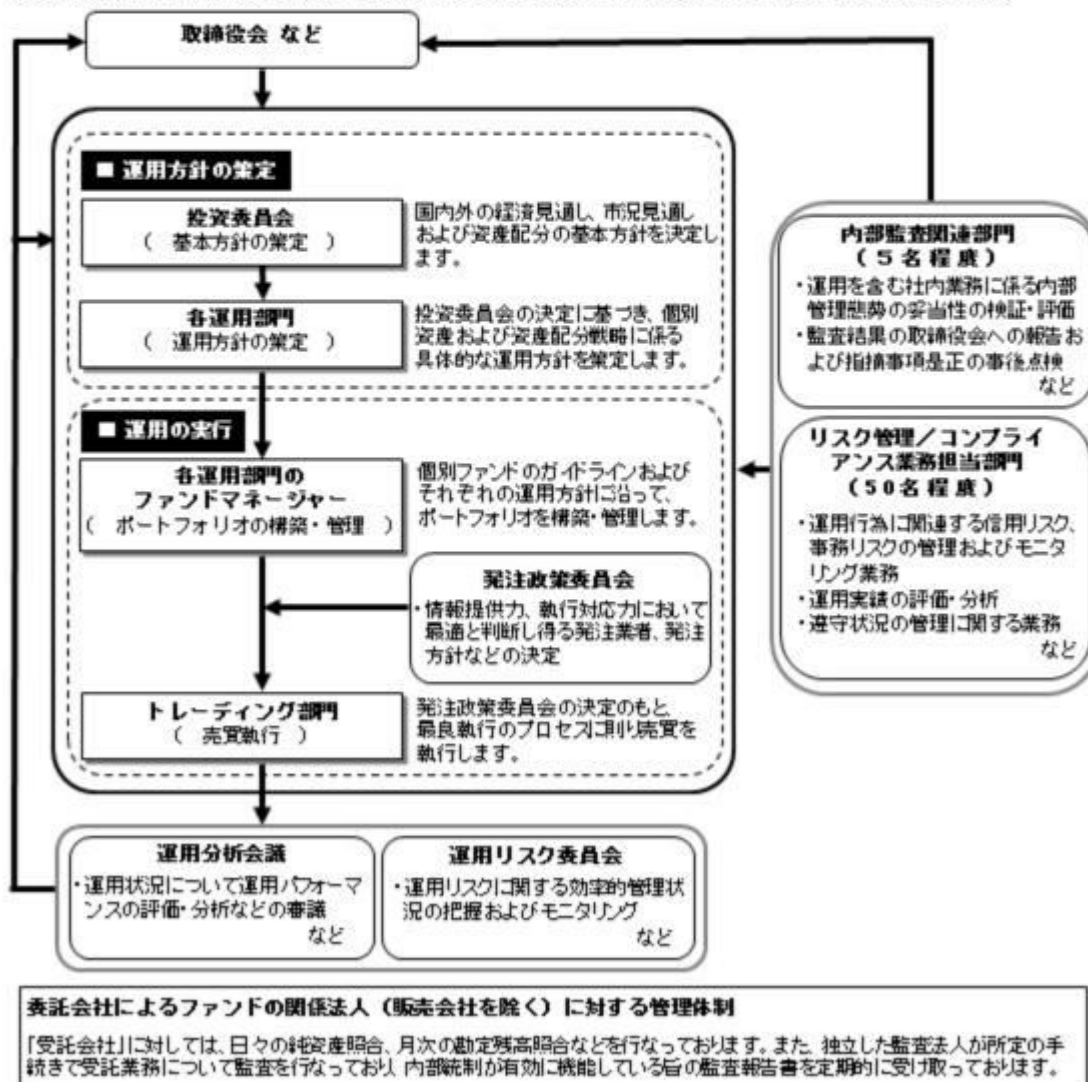
運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。</li> <li>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。</li> <li>外貨建資産への投資は行ないません。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとし、</li> <li>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成15年3月28日設定）
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）

## (3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



上記体制は平成28年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

- 1) 信託財産から生ずる配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができる。なお、諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- 2) 毎計算期末に信託財産から生じたイ)に掲げる利益の合計額は、ロ)に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

イ) 有価証券売買益（評価益を含む）、追加信託差益金、交換差益金

ロ) 有価証券売買損（評価損を含む）、追加信託差損金、交換差損金

収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

### （５）【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

### 3【投資リスク】

#### （１）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
  - ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。
- #### カントリー・リスク
- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
  - ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
  - ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

#### 有価証券の貸付などにおけるリスク

有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

#### < 中国企業の人民元建株式におけるリスクおよび留意点 >

##### 回金遅延リスク

中国の国家外貨管理局（SAFE）はその裁量で中国の外貨収支残高状況などを理由として、日本国内への元金および収益の送金を規制することができます。したがって、想定したスケジュール通りに信託財産の回金が行なえない可能性があります。回金が遅れる場合は、ファンドにおいて、換金代金等の支払いが遅延することがあります。

##### 証券市場を取り巻く制度および制約

- ・中国の証券市場および証券投資に関する枠組み（決済システムなど市場インフラを含みます。）には、様々な制限および制約があります。これらの制限および制約は、大部分が中国証券監督管理委員会（CSRC）および国家外貨管理局（SAFE）の裁量によって行なわれます。
- ・海外からの投資規制や海外への送金規制などの種々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられた場合には、投資対象市場が著しい悪影響を被る可能性があります。

#### < 円換算したCSI300指数と基準価額の主な乖離要因 >

当ファンドは、基準価額の変動率を円換算したCSI300指数の変動率に一致させることをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致



した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
- ・CSI300指数の採用銘柄以外の銘柄に投資をすることがあること、CSI300指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品賃料が発生すること。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとCSI300指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額のカイ離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

#### <その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・交換の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・交換ができなくなることもあります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・交換の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・交換の取扱いを停止する場合があります。

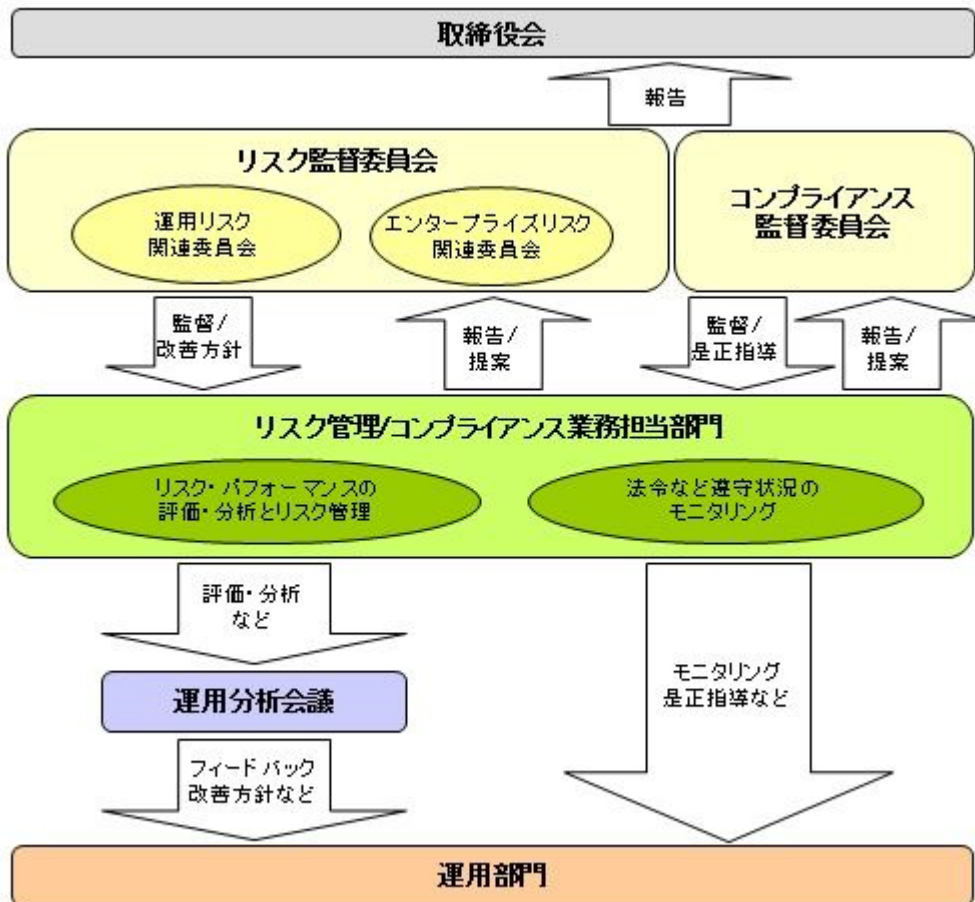
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額がカイ離する可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

## （２）リスク管理体制



### 全社リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別委員会においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

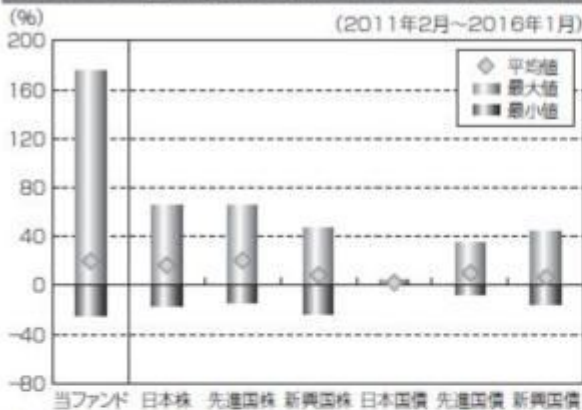
### 運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

### 法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成28年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

**(参考情報)****当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較****(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))**

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	20.0%	16.6%	20.5%	8.4%	2.3%	10.3%	6.7%
最大値	175.6%	65.0%	65.7%	47.4%	4.5%	34.9%	43.7%
最小値	-24.6%	-17.0%	-13.6%	-22.8%	0.4%	-7.5%	-15.0%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年2月から2016年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

**<各資産クラスの指数>**

日本株……東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株……MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込、円ベース)

日本国債……NOMURA-ボンドパフォーマンスインデックス国債

先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバルレティバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

**代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について****東証株価指数(TOPIX、配当込)**

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

**MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)**

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

**MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)**

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

**NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債**

当指数は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

**シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)**

当指数は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup

**当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2011年2月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

Index LLC に帰属します。

## JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

### 4【手数料等及び税金】

#### （1）【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

#### （2）【換金（解約）手数料】

換金手数料

販売会社は、受益者が交換を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

信託財産留保額

ありません。

#### （3）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.216%（税抜0.2%）以内
投資対象とする投資信託証券	0.81%（税抜0.75%）程度
実質的負担	1.026%（税抜0.95%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.216%（税抜0.2%）以内の率を乗じて得た額とします。

・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.81%（税抜0.75%）程度がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は1.026%（税抜0.95%）程度となります。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （2）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

\* 受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬が税抜0.2%（有価証券届出書提出日現在）の場合の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率		
合計	委託会社	受託会社
0.20%	0.15%	0.05%

委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### （４）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。

有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。

目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

運用報告書および決算短信など開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。

格付の取得に要する費用。

ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

受益権の上場に係る費用。

「CSI300指数」その他これに類する標章の使用料。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用および受託会社の立て替えた立替金の利息。

< 投資対象とする投資信託証券に係る費用 >

「CSI300インデックスファンド（適格機関投資家向け）」

「CSI300インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付）」

- ・ 貸付有価証券関連報酬
- ・ 組入る有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、運用報告書などの印刷および交付に係る費用など）
- ・ 信託財産に関する租税 など

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・ 組入る有価証券の売買時の売買委託手数料

- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

\* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## （５）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

### １）受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

### ２）収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

確定申告等により、売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ３）受益権と投資信託証券との交換

受益権と投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

法人受益者の場合

### １）受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

### ２）収益分配金の受取り時の課税

- ・収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人所得と合算して課税されます。
- ・益金不算入制度は適用されません。

### ３）受益権と投資信託証券との交換

受益権と投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

上記は平成28年 4月15日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## ５【運用状況】

## 【上場インデックスファンド中国A株(パンダ)CSI300】

以下の運用状況は2016年1月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,513,957,306	99.99
親投資信託受益証券	日本	201,844	0.01
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		37,136	0.00
合計(純資産総額)		2,514,196,286	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	CSI300インデックスファンド (適格機関投資家向け)	2,522,142,469	1.0981	2,769,564,645	0.9936	2,506,000,757	99.67
日本	投資信託受益証券	CSI300インデックスオープン (適格機関投資家転売制限付)	8,266,545	1.0637	8,793,123	0.9625	7,956,549	0.32
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	198,295	1.0179	201,844	1.0179	201,844	0.01

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.99
親投資信託受益証券	0.01
合計	100.00

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1計算期間末 (2009年 1月20日)	4,768	4,768	2,408	2,408	2,600
第2計算期間末 (2010年 1月20日)	8,363	8,363	4,224	4,224	4,125
第3計算期間末 (2011年 1月20日)	6,774	6,774	3,421	3,421	3,765
第4計算期間末 (2012年 1月20日)	5,380	5,380	2,717	2,717	2,515
第5計算期間末 (2013年 1月20日)	4,932	4,932	3,351	3,351	3,190
第6計算期間末 (2014年 1月20日)	3,856	3,856	3,437	3,437	2,998
第7計算期間末 (2015年 1月20日)	6,012	6,012	5,882	5,882	5,310
第8計算期間末 (2016年 1月20日)	2,778	2,778	5,321	5,321	4,525
2015年 1月末日	6,221		6,087		5,000
2月末日	6,413		6,274		5,070
3月末日	7,460		7,298		5,880
4月末日	7,348		8,425		6,870
5月末日	7,737		8,871		6,700
6月末日	6,639		7,612		6,150
7月末日	6,136		7,036		5,430
8月末日	5,060		5,802		4,295
9月末日	4,800		5,503		4,050
10月末日	4,792		6,207		4,485
11月末日	4,262		6,341		5,000
12月末日	3,710		6,484		5,650
2016年 1月末日	2,514		4,814		4,395

(注) 計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2008年 4月 7日～2009年 1月20日	0.0000
第2期	2009年 1月21日～2010年 1月20日	0.0000
第3期	2010年 1月21日～2011年 1月20日	0.0000
第4期	2011年 1月21日～2012年 1月20日	0.0000
第5期	2012年 1月21日～2013年 1月20日	0.0000
第6期	2013年 1月21日～2014年 1月20日	0.0000
第7期	2014年 1月21日～2015年 1月20日	0.0000
第8期	2015年 1月21日～2016年 1月20日	0.0000

## 【収益率の推移】



期	期間	収益率（％）
第1期	2008年 4月 7日～2009年 1月20日	51.84
第2期	2009年 1月21日～2010年 1月20日	75.42
第3期	2010年 1月21日～2011年 1月20日	19.01
第4期	2011年 1月21日～2012年 1月20日	20.58
第5期	2012年 1月21日～2013年 1月20日	23.33
第6期	2013年 1月21日～2014年 1月20日	2.57
第7期	2014年 1月21日～2015年 1月20日	71.14
第8期	2015年 1月21日～2016年 1月20日	9.54

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2008年 4月 7日～2009年 1月20日	1,980,080	0
第2期	2009年 1月21日～2010年 1月20日	0	0
第3期	2010年 1月21日～2011年 1月20日	0	0
第4期	2011年 1月21日～2012年 1月20日	0	0
第5期	2012年 1月21日～2013年 1月20日	0	507,860
第6期	2013年 1月21日～2014年 1月20日	0	350,000
第7期	2014年 1月21日～2015年 1月20日	0	100,000
第8期	2015年 1月21日～2016年 1月20日	0	500,000

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注)解約口数は交換口数を表示しております。

#### （参考）

#### CSI300インデックスファンド（適格機関投資家向け）

以下の運用状況は2016年 1月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,500,509,791	99.78
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		5,560,361	0.22
合計（純資産総額）		2,506,070,152	100.00

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	中国A株CSI300インデックスマザーファンド	2,367,682,787	1.4317	3,389,811,447	1.0561	2,500,509,791	99.78

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.78
合計	99.78

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## CSI300インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付）

以下の運用状況は2016年1月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	7,934,921	99.73
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		21,546	0.27
合計（純資産総額）		7,956,467	100.00

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
------	----	-----	----------	---------	---------	---------	---------	---------

日本	親投資信託受益証券	中国A株CSI300インデックス マザーファンド	7,513,419	1.2929	9,714,100	1.0561	7,934,921	99.73
----	-----------	-----------------------------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	-------

## ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.73
合計	99.73

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 中国A株CSI300インデックスマザーファンド

以下の運用状況は2016年1月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	中国	2,453,416,313	97.80
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		55,099,108	2.20
合計(純資産総額)		2,508,515,421	100.00

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-A	保険	192,300	658.17	126,567,649	538.82	103,616,432	4.13
中国	株式	CHINA MINSHENG BANKING-A	銀行	524,644	166.79	87,509,203	156.86	82,299,173	3.28
中国	株式	INDUSTRIAL BANK CO LTD-A	銀行	236,752	302.14	71,534,072	262.24	62,086,176	2.48
中国	株式	SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A	銀行	165,581	345.73	57,246,650	304.90	50,486,673	2.01
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK-A	銀行	183,115	322.37	59,032,009	270.70	49,569,377	1.98
中国	株式	CHINA VANKE CO LTD -A	不動産	148,940	449.26	66,913,931	312.99	46,617,892	1.86
中国	株式	BANK OF COMMUNICATIONS CO- A	銀行	418,115	121.37	50,748,290	95.99	40,137,284	1.60

中国	株式	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A	銀行	678,700	60.13	40,813,828	53.51	36,320,563	1.45
中国	株式	CITIC SECURITIES CO-A SHARES	各種金融	139,750	347.57	48,573,047	251.94	35,209,034	1.40
中国	株式	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	食品・飲料・タバコ	8,931	3,990.99	35,643,601	3,616.20	32,296,368	1.29
中国	株式	HAITONG SECURITIES CO LTD-A	各種金融	143,700	290.37	41,727,333	210.01	30,178,983	1.20
中国	株式	BANK OF BEIJING CO LTD -A	銀行	179,957	188.31	33,888,351	164.77	29,652,307	1.18
中国	株式	GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	耐久消費財・アパレル	85,430	385.82	32,960,790	336.72	28,766,066	1.15
中国	株式	CRRC CORP LTD-A	資本財	162,737	240.90	39,204,808	176.54	28,730,241	1.15
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - A	銀行	382,980	84.77	32,468,240	74.47	28,524,159	1.14
中国	株式	INNER MONGOLIA YILI INDUS-A	食品・飲料・タバコ	107,700	296.63	31,947,127	236.12	25,430,943	1.01
中国	株式	CHINA STATE CONSTRUCTION -A	資本財	266,300	119.35	31,783,198	91.21	24,290,395	0.97
中国	株式	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-A	保険	55,800	514.36	28,701,751	413.40	23,068,122	0.92
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-A	銀行	374,240	74.84	28,010,854	58.11	21,747,985	0.87
中国	株式	CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	公益事業	87,850	254.70	22,375,527	220.68	19,386,738	0.77
中国	株式	SAIC MOTOR CORPORATION LTD-A	自動車・自動車部品	58,700	380.67	22,345,505	327.52	19,225,770	0.77
中国	株式	MIDEA GROUP CO LTD-A	耐久消費財・アパレル	37,820	546.55	20,670,551	487.51	18,437,965	0.74
中国	株式	PING AN BANK CO LTD-A	銀行	101,628	224.90	22,857,123	178.19	18,110,018	0.72
中国	株式	CHINA SHIPBUILDING INDUSTRY CO LTD	資本財	163,020	180.22	29,379,791	110.70	18,047,586	0.72
中国	株式	CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A	銀行	282,700	79.07	22,355,068	63.62	17,988,031	0.72
中国	株式	POLY REAL ESTATE GROUP CO -A	不動産	114,534	208.72	23,906,281	153.92	17,629,566	0.70
中国	株式	BOE TECHNOLOGY GROUP CO LT-A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	422,000	54.98	23,204,135	40.82	17,228,488	0.69
中国	株式	LESHI INTERNET INFORMATION-A	ソフトウェア・サービス	21,600	1,081.33	23,356,771	788.01	17,021,048	0.68
中国	株式	JIANGSU HENGRUI MEDICINE CO-A	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	20,841	914.71	19,063,650	782.86	16,315,633	0.65
中国	株式	HUAXIA BANK CO LTD-A	銀行	94,848	211.11	20,024,044	170.47	16,169,241	0.64

## ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	2.78
		素材	5.59
		資本財	11.36
		商業・専門サービス	0.63
		運輸	3.44
		自動車・自動車部品	2.75
		耐久消費財・アパレル	3.63

	消費者サービス	0.74
	メディア	2.30
	小売	0.96
	食品・生活必需品小売り	0.55
	食品・飲料・タバコ	4.72
	家庭用品・パーソナル用品	0.32
	ヘルスケア機器・サービス	0.97
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.39
	銀行	19.37
	各種金融	10.19
	保険	5.77
	不動産	4.87
	ソフトウェア・サービス	3.89
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.25
	電気通信サービス	0.66
	公益事業	4.24
	半導体・半導体製造装置	0.44
合 計		97.80

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### マネー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は2016年 1月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	179,999,850	65.30
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		95,642,110	34.70
合計（純資産総額）		275,641,960	100.00

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第579回国庫短期証券	180,000,000	99.99	179,999,850	99.99	179,999,850		2016/4/7	65.30

## ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	65.30
合計	65.30

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

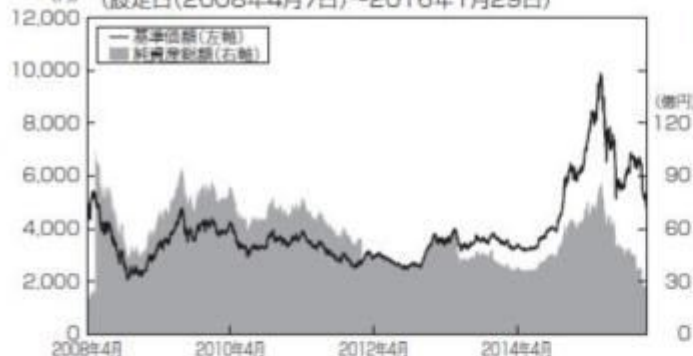
## 参考情報

## 運用実績

2016年1月29日現在

## 基準価額・純資産の推移

(円) (設定日(2008年4月7日)~2016年1月29日)



基準価額……………4,814円

純資産総額……………25.14億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1口当たりの値です。

## 分配の推移(税引前、1口当たり)

2012年1月	2013年1月	2014年1月	2015年1月	2016年1月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

## 主要な資産の状況

&lt;資産構成比率&gt;

組入資産	比率
CSI300インデックスファンド(適格機関投資家向け)	99.67%
CSI300インデックスオープン(適格機関投資家転売制限付)	0.32%
マネーオープン・マザーファンド	0.01%
現金その他	0.00%

※対純資産総額比です。

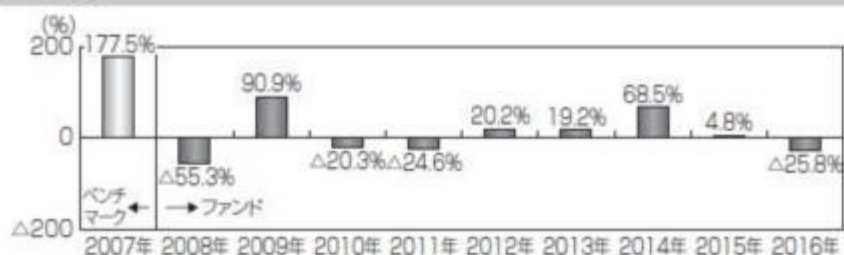
&lt;組入上位銘柄&gt;

中国A株CSI300インデックスマザーファンド

銘柄	国・地域	業種	比率
1 PING AN INSURANCE GROUP CO-A	中国	保険	4.13%
2 CHINA MINSHENG BANKING-A	中国	銀行	3.28%
3 INDUSTRIAL BANK CO LTD-A	中国	銀行	2.48%
4 SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A	中国	銀行	2.01%
5 CHINA MERCHANTS BANK-A	中国	銀行	1.98%
6 CHINA VANKE CO LTD -A	中国	不動産	1.86%
7 BANK OF COMMUNICATIONS CO-A	中国	銀行	1.60%
8 AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A	中国	銀行	1.45%
9 CITIC SECURITIES CO-A SHARES	中国	各種金融	1.40%
10 KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	中国	食品・飲料・タバコ	1.29%

※中国A株CSI300インデックスマザーファンドの対純資産総額比です。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
 ※2007年以前は、ベンチマーク(円換算したCSI300指数)の収益率を表示しております。  
 ※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
 ※2008年は、設定時から2008年末までの騰落率です。  
 ※2016年は、2016年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

### (1) 申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法でお申し込みください。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行なう売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

### (2) 申込みの受付

- ・毎月16日（日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所または中国の銀行が休業日の場合は、翌日以降の日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所および中国の銀行のいずれもが営業日である日）を取得申込受付日とします。
- ・当該取得申込受付日の属する月の1日（休業日の場合は翌営業日）から10日（休業日の場合は前営業日）の午後3時までを取得申込受付期間として、取得の申込みを受け付けます。  
受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### (3) 申込制限

取得申込受付可能額は、中国QFII制度における投資枠の上限を超えない範囲で取得申込受付が可能な額とします。

### (4) 申込単位

5万口以上で販売会社が定める単位

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

### (5) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

## 2【換金（解約）手続等】

### (1) 受益権の解約

受益者は、信託期間中において解約の請求をすることはできません。

### (2) 受益権と信託財産に属する投資信託証券との交換

受益者は、委託会社が指定する販売会社に対し、5万口以上の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する特定の投資信託証券と交換すること（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

交換に用いられる投資信託証券は、「CSI300インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付）」とします。当該投資信託証券は、勧誘の相手方の人数について49人以下とする制限があります。この場合における人数の計算については、適格機関投資家は除くものとします。なお、当該投資信託証券を取得した適格機関投資家は、他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡は行なわないものとします。

交換により取得した「CSI300インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付）」については、受益者は、毎月16日（日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所または中国の銀行が休業日の場合は、翌日以降の日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所および中国の銀行のいずれもが営業日である日）を解約請求受付日として、解約の請求を行なうことができます。

上記の規定にかかわらず、交換請求日が次に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けません。



1) ファンドの計算期間終了日(決算日)の3営業日前以降の2営業日間(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)

2) 1)のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

受益者が交換によって取得できる投資信託証券の受益権口数は、交換請求日の翌営業日の基準価額に基づいて計算された口数とします。

交換請求日の午後3時までに委託会社に交換請求をして受理されたものを、当日の受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては、交換請求の受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

受託会社は、原則として販売会社に交換請求日から起算して5営業日目から信託財産に属する投資信託証券の交付を行いません。当該販売会社は、受託会社から交付を受けた投資信託証券を所定の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとします。

委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少などにより約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止すること、および既に受け付けた交換請求の受付を取り消すことができます。

交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして取り扱います。

### (3) 受益権の買取り

受益者は、保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合、および受益権を上場した全ての金融商品取引所において上場廃止となった場合は、委託会社が指定する販売会社に当該受益権の買取りを請求することができます。ただし、受益権を上場した全ての金融商品取引所において上場廃止となった場合の請求は、信託終了日の3営業日前までに当該請求を行なうものとします。

原則として、午後3時までに委託会社が指定する販売会社において所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。受益権の買取価額は、買取約定日の翌営業日の基準価額とします。

受益者は買取時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

委託会社が指定する販売会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。

買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

#### 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

### <基準価額算出の流れ>



#### 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

#### <主な資産の評価方法>

投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

#### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

無期限とします（平成20年 4月 7日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

### (4) 【計算期間】

毎年1月21日から翌年1月20日までとします。

### (5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
  - ロ) CSI300指数が廃止された場合
  - ハ) CSI300指数の計算方法の変更などに伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が、書面決議の規定を満たさず、信託約款の変更が行なわれないこととなった場合
  - ニ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ホ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ヘ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
  - ト) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

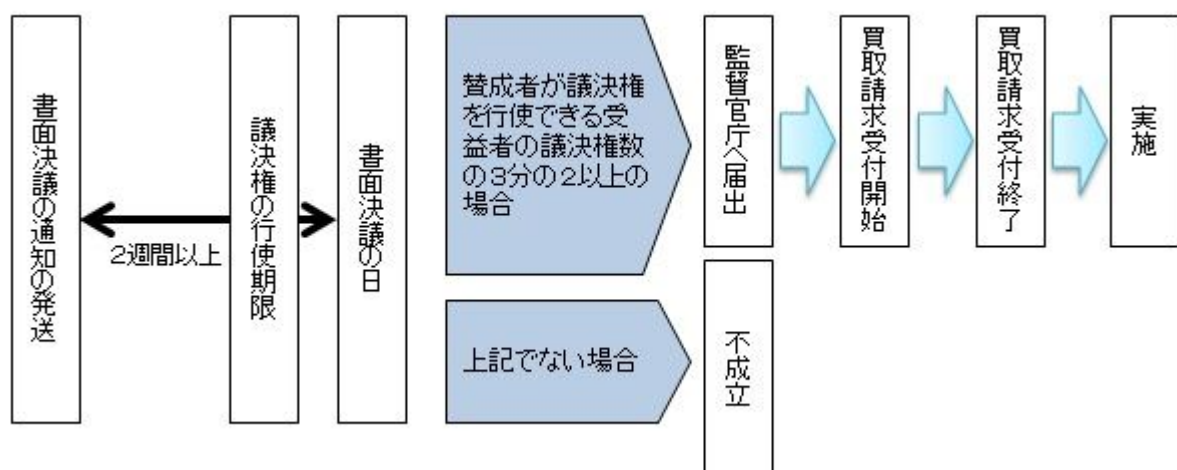
#### 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

#### 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

#### <書面決議の主な流れ>



## 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

### 信託終了時の交換等

- 1) ファンドが信託を終了することとなる場合は、交換に必要な受益権口数を有する受益者に対しては、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する特定の投資信託証券を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。
- 2) 交換は、委託会社の指定する販売会社で取り扱うものとします。
- 3) 受益者が取得する投資信託証券は、償還価額に基づいて計算された口数とします。
- 4) 受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- 5) 交換に必要な受益権口数を有しない受益者は、償還価額をもって委託会社が指定する販売会社を買取請求を行なうものとします。この場合、受益者は販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- 6) 受益者が、投資信託証券の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から10年間請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

### 運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行ないません。

### 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

### 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金受領権

- ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行ないます。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を經由して名義登録を行なうことができます。
- ・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 受益権と信託財産に属する投資信託証券との交換権

- ・受益者は、一定口数以上の受益権をもって、その持分に相当する信託財産に属する特定の投資信託証券と交換することを請求できます。
- ・ただし、受益者が信託の終了による投資信託証券の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、委託会社に帰属します。

### (3) 受益権の買取請求権

受益者が保有する受益権の口数の合計が、金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合、および受益権を上場した全ての金融商品取引所において上場廃止となった場合は、販売会社に対して、受益権の買取りを請求することができます。

### (4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(平成27年1月21日から平成28年1月20日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【上場インデックスファンド中国A株(パンダ)CSI300】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第7期 平成27年 1月20日現在	第8期 平成28年 1月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	15,642,450	17,846,180
投資信託受益証券	6,010,137,066	2,778,357,768
親投資信託受益証券	201,824	201,844
未収利息	25	28
流動資産合計	6,025,981,365	2,796,405,820
資産合計	6,025,981,365	2,796,405,820
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	2,320,828	3,157,510
未払委託者報酬	6,962,862	9,472,911
その他未払費用	4,317,663	4,971,757
流動負債合計	13,601,353	17,602,178
負債合計	13,601,353	17,602,178
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,111,100,000	2,611,100,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	901,280,012	167,703,642
(分配準備積立金)	107,901,678	125,498,770
元本等合計	6,012,380,012	2,778,803,642
純資産合計	6,012,380,012	2,778,803,642
負債純資産合計	6,025,981,365	2,796,405,820

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期		第8期			
	自 至	平成26年 平成27年	1月21日 1月20日	自 至	平成27年 平成28年	1月21日 1月20日
営業収益						
受取利息			2,959			5,086
有価証券売買等損益			2,729,494,208			48,320,722
営業収益合計			2,729,497,167			48,325,808
営業費用						
受託者報酬			2,320,828			3,157,510
委託者報酬			6,962,862			9,472,911
その他費用			4,317,663			4,971,757
営業費用合計			13,601,353			17,602,178
営業利益又は営業損失（　）			2,715,895,814			30,723,630
経常利益又は経常損失（　）			2,715,895,814			30,723,630
当期純利益又は当期純損失（　）			2,715,895,814			30,723,630
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（　）			-			-
期首剰余金又は期首欠損金（　）			1,754,215,802			901,280,012
剰余金増加額又は欠損金減少額			-			-
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			-			-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			-			-
剰余金減少額又は欠損金増加額			60,400,000			764,300,000
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			60,400,000			764,300,000
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			-			-
分配金			-			-
期末剰余金又は期末欠損金（　）			901,280,012			167,703,642

## ( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

( 貸借対照表に関する注記 )

		第7期 平成27年 1月20日現在	第8期 平成28年 1月20日現在
1.	期首元本額	5,611,100,000円	5,111,100,000円
	期中追加設定元本額	- 円	- 円
	期中一部交換元本額	500,000,000円	2,500,000,000円
2.	受益権の総数	1,022,220口	522,220口

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第7期 自 平成26年 1月21日 至 平成27年 1月20日		第8期 自 平成27年 1月21日 至 平成28年 1月20日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	当期配当等収益額 2,959円	A	当期配当等収益額 5,086円
B	分配準備積立金 94,303,284円	B	分配準備積立金 107,901,678円
C	配当等収益額合計 ( A+B ) 94,300,325円	C	配当等収益額合計 ( A+B ) 107,896,592円
D	経費 13,601,353円	D	経費 17,602,178円
E	収益分配可能額 ( C - D ) 107,901,678円	E	収益分配可能額 ( C - D ) 125,498,770円
F	収益分配金額 0円	F	収益分配金額 0円
G	次期繰越金 ( 分配準備積立金 ) ( E - F ) 107,901,678円	G	次期繰越金 ( 分配準備積立金 ) ( E - F ) 125,498,770円
H	口数 1,022,220口	H	口数 522,220口
I	分配金額 ( 1口当たり ) 0円	I	分配金額 ( 1口当たり ) 0円

( 金融商品に関する注記 )

金融商品の状況に関する事項

	第7期 自 平成26年 1月21日 至 平成27年 1月20日	第8期 自 平成27年 1月21日 至 平成28年 1月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左



金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第7期 平成27年 1月20日現在	第8期 平成28年 1月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第7期（平成27年 1月20日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,505,341,738
親投資信託受益証券	99
合計	2,505,341,837

第8期（平成28年 1月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	270,563,294
親投資信託受益証券	20
合計	270,563,274

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第7期 平成27年 1月20日現在		第8期 平成28年 1月20日現在	
1口当たり純資産額	5,882円	1口当たり純資産額	5,321円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	C S I 3 0 0 インデックスファンド（適格機関投資家向け）	2,522,142,469	2,769,564,645	

	CSI300インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付）	8,266,545	8,793,123	
投資信託受益証券 合計		2,530,409,014	2,778,357,768	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	198,295	201,844	
親投資信託受益証券 合計		198,295	201,844	
合計		2,530,607,309	2,778,559,612	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「CSI300インデックスファンド（適格機関投資家向け）」「CSI300インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

### CSI300インデックスファンド（適格機関投資家向け）

#### 貸借対照表

(単位：円)

	平成27年 1月20日現在	平成28年 1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,710,624	8,315,640
親投資信託受益証券	5,991,368,715	2,763,559,348
未収利息	12	13
流動資産合計	5,999,079,351	2,771,875,001
資産合計	5,999,079,351	2,771,875,001
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	379,394	204,209

	平成27年 1月20日現在	平成28年 1月20日現在
未払委託者報酬	3,685,626	1,983,842
その他未払費用	28,288	31,210
流動負債合計	4,093,308	2,219,261
負債合計	4,093,308	2,219,261
純資産の部		
元本等		
元本	4,975,157,823	2,522,142,469
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	1,019,828,220	247,513,271
(分配準備積立金)	927,012,526	765,388,241
元本等合計	5,994,986,043	2,769,655,740
純資産合計	5,994,986,043	2,769,655,740
負債純資産合計	5,999,079,351	2,771,875,001

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		平成27年 1月20日現在	平成28年 1月20日現在
1.	期首	平成26年 1月21日	平成27年 1月21日
	期首元本額	5,481,569,291円	4,975,157,823円
	期首からの追加設定元本額	- 円	- 円
	期首からの一部解約元本額	506,411,468円	2,453,015,354円
2.	受益権の総数	4,975,157,823口	2,522,142,469口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	自 平成26年 1月21日 至 平成27年 1月20日	自 平成27年 1月21日 至 平成28年 1月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	平成27年 1月20日現在	平成28年 1月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成27年 1月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	124,928,217
合計	124,928,217

（平成28年 1月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	626,252,099
合計	626,252,099

（注） 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成27年 1月20日現在		平成28年 1月20日現在	
1口当たり純資産額	1.2050円	1口当たり純資産額	1.0981円
(1万口当たり純資産額)	(12,050円)	(1万口当たり純資産額)	(10,981円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	中国A株CSI300インデックスマザーファンド	2,367,682,787	2,763,559,348	

合計	2,367,682,787	2,763,559,348	
----	---------------	---------------	--

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## CSI300インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付）

### 貸借対照表

(単位：円)

	平成27年 1月20日現在	平成28年 1月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	23,790	717,698
親投資信託受益証券	15,059,221	8,769,662
未収入金	-	256,360,000
未収利息	-	1
流動資産合計	15,083,011	265,847,361
資産合計	15,083,011	265,847,361
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	256,952,543
未払受託者報酬	944	8,444
未払委託者報酬	9,268	82,121
その他未払費用	1,246	11,167
流動負債合計	11,458	257,054,275
負債合計	11,458	257,054,275
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	12,719,968	8,266,545
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	2,351,585	526,541
( 分配準備積立金 )	1,145,321	101,913
元本等合計	15,071,553	8,793,086
純資産合計	15,071,553	8,793,086
負債純資産合計	15,083,011	265,847,361

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

		平成27年 1月20日現在	平成28年 1月20日現在
1.	期首	平成26年 1月21日	平成27年 1月21日
	期首元本額	14,268,704円	12,719,968円
	期首からの追加設定元本額	494,117,283円	2,487,644,517円
	期首からの一部解約元本額	495,666,019円	2,492,097,940円
2.	受益権の総数	12,719,968口	8,266,545口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	自 平成26年 1月21日 至 平成27年 1月20日	自 平成27年 1月21日 至 平成28年 1月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	平成27年 1月20日現在	平成28年 1月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券



	<p>売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。</p>	<p>同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p>
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p>

（有価証券に関する注記）

（平成27年 1月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	314,006
合計	314,006

（平成28年 1月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	944,438
合計	944,438

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成27年 1月20日現在		平成28年 1月20日現在	
1口当たり純資産額	1.1849円	1口当たり純資産額	1.0637円
(1万口当たり純資産額)	(11,849円)	(1万口当たり純資産額)	(10,637円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	中国A株CSI300インデックスマザーファンド	7,513,419	8,769,662	
合計		7,513,419	8,769,662	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「CSI300インデックスファンド（適格機関投資家向け）」「CSI300インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付）」は、「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

## 中国A株CSI300インデックスマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

	平成27年 1月20日現在	平成28年 1月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	48,967,650	275,104,287
コール・ローン	19,698,124	38,075,462
株式	5,937,826,103	2,715,562,755
派生商品評価勘定	-	61,500
未収利息	32	64
流動資産合計	6,006,491,909	3,028,804,068
資産合計	6,006,491,909	3,028,804,068
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	256,360,000
流動負債合計	-	256,360,000
負債合計	-	256,360,000
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,726,121,597	2,375,196,206
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,280,370,312	397,247,862
元本等合計	6,006,491,909	2,772,444,068
純資産合計	6,006,491,909	2,772,444,068
負債純資産合計	6,006,491,909	3,028,804,068

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。
----------------------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

	平成27年 1月20日現在	平成28年 1月20日現在
1. 期首	平成26年 1月21日	平成27年 1月21日
期首元本額	5,246,674,569円	4,726,121,597円
期首からの追加設定元本額	462,265,994円	2,288,233,591円
期首からの一部解約元本額	982,818,966円	4,639,158,982円
元本の内訳		
CSI300インデックスファンド（適格機関投資家向け）	4,714,272,339円	2,367,682,787円
CSI300インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付）	11,849,258円	7,513,419円
計	4,726,121,597円	2,375,196,206円
2. 受益権の総数	4,726,121,597口	2,375,196,206口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	自 平成26年 1月21日 至 平成27年 1月20日	自 平成27年 1月21日 至 平成28年 1月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	平成27年 1月20日現在	平成28年 1月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（平成27年 1月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	51,308,463
合計	51,308,463

（平成28年 1月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	483,329,588
合計	483,329,588

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成27年 1月20日現在)

該当事項はありません。

(平成28年 1月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	240,875,000	-	240,813,500	61,500
	米ドル	240,875,000	-	240,813,500	61,500
合計		240,875,000	-	240,813,500	61,500

(注) 1.時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成27年 1月20日現在		平成28年 1月20日現在	
1口当たり純資産額	1.2709円	1口当たり純資産額	1.1672円
(1万口当たり純資産額)	(12,709円)	(1万口当たり純資産額)	(11,672円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
中国元	CHINA COAL ENERGY CO-A	32,500	5.31	172,575.00	
	CHINA MERCHANTS ENERGY -A	37,600	5.32	200,032.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-A	10,500	13.09	137,445.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-A	186,590	4.54	847,118.60	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO -A	35,100	13.74	482,274.00	
	GUANGHUI ENERGY CO LTD-A	55,580	5.13	285,125.40	
	JIZHONG ENERGY RESOURCES-A	20,340	5.00	101,700.00	
	OFFSHORE OIL ENGINEERING-A	39,280	7.24	284,387.20	
	PETROCHINA CO LTD-A	86,200	7.42	639,604.00	
	SHAANXI COAL INDUSTRY CO L-A	35,500	4.30	152,650.00	
	SHANXI LU'AN ENVIRONMENTAL-A	21,264	6.52	138,641.28	
	SHANXI XISHAN COAL & ELEC-A	27,930	6.69	186,851.70	
	WINTIME ENERGY CO LTD-A	59,670	4.15	247,630.50	
	YANTAI JEREH OILFIELD-A	8,505	17.50	148,837.50	
	YANZHOU COAL MINING CO-A	7,400	8.52	63,048.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-A	97,300	4.51	438,823.00	
	ANGANG STEEL CO LTD - A	32,800	4.80	157,440.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-A	35,540	15.04	534,521.60	
	BAOSHAN IRON & STEEL CO-A	87,700	6.02	527,954.00	
	BBMG CORPORATION-A	22,200	8.25	183,150.00	
CHINA HAINAN RUBBER INDUST-A	22,600	6.02	136,052.00		

CHINA MINMETALS RARE EARTH-A	12,200	15.80	192,760.00	
CHINA MOLYBDENUM CO LTD-A	46,000	3.90	179,400.00	
CHINA NORTHERN RARE EARTH -A	38,700	12.56	486,072.00	
HAINAN MINING CO LTD-A	3,900	11.49	44,811.00	
HEBEI IRON & STEEL CO LTD-A	75,451	3.39	255,778.89	
INNER MONGOLIA JUNZHENG EN-A	21,192	8.56	181,403.52	
INNER MONGOLIAN BAOTOU STEEL-A	173,400	3.21	556,614.00	
JIANGSU KANGDE XIN COMPOSI-A	24,724	29.90	739,247.60	
JIANGXI COPPER CO LTD-A	14,700	13.45	197,715.00	
JINDUICHENG MOLYBDENUM CO -A	17,200	7.35	126,420.00	
KINGENTA ECOLOGICAL ENGINE-A	11,100	17.95	199,245.00	
LUXIN VENTURE CAPITAL GRP-A	5,300	27.66	146,598.00	
PANGANG GROUP STEEL VANADI-A	76,300	3.18	242,634.00	
QINGHAI SALT LAKE INDUSTRY-A	13,200	19.90	262,680.00	
SHANDONG GOLD MINING CO LT-A	12,600	18.32	230,832.00	
SHANXI TAIGANG STAINLESS-A	40,500	4.02	162,810.00	
SHENZHEN ZHONGJIN LINGNAN-A	23,580	10.66	251,362.80	
SINOPEC SHANGHAI PETROCHEM	38,900	5.56	216,284.00	
TONGLING NONFERROUS METALS-A	67,900	3.02	205,058.00	
WANHUA CHEMICAL GROUP CO -A	19,170	16.18	310,170.60	
WUHAN IRON & STEEL CO LTD-A	71,700	3.34	239,478.00	
XIAMEN TUNGSTEN CO LTD-A	7,635	15.34	117,120.90	
XINXING DUCTILE IRON PIPES-A	38,801	4.98	193,228.98	
ZHEJIANG LONGSHENG GROUP C-A	40,400	9.28	374,912.00	
ZHONGJIN GOLD CORP-A	26,120	8.91	232,729.20	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-A	168,350	3.19	537,036.50	
AVIC AERO-ENGINE CONTROLS-A	8,100	29.80	241,380.00	
AVIC AIRCRAFT CO LTD-A	19,640	20.05	393,782.00	
CHINA AVIONICS SYSTEMS CO -A	9,336	19.98	186,533.28	
CHINA BAOAN GROUP-A	22,617	13.22	298,996.74	
CHINA COMMUNICATIONS CONST-A	27,100	11.81	320,051.00	
CHINA CSSC HOLDINGS LTD-A	12,266	28.17	345,533.22	
CHINA DONGFANGHONG SPACESA-A	10,465	35.10	367,321.50	
CHINA FIRST HEAVY INDUSTR-A	46,400	6.98	323,872.00	
CHINA INTL MARINE CONTAIN-A	13,100	15.99	209,469.00	



CHINA NATIONAL CHEMICAL-A	35,000	6.14	214,900.00	
CHINA RAILWAY CONSTRUCTION-A	61,300	11.63	712,919.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-A	99,300	9.32	925,476.00	
CHINA SHIPBUILDING INDUSTRY CO LTD	163,020	8.23	1,341,654.60	
CHINA STATE CONSTRUCTION -A	266,300	5.73	1,525,899.00	
CHINA XD ELECTRIC CO LTD	36,400	5.68	206,752.00	
CITIC HEAVY INDUSTRIES CO -A	23,700	5.75	136,275.00	
CRRC CORP LTD-A	162,737	11.26	1,832,418.62	
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD-A	21,260	11.55	245,553.00	
GEZHOUBA CO LTD-A	49,065	6.86	336,585.90	
HAFEI AVIATION INDUSTRY CO-A	4,200	44.88	188,496.00	
HAN'S LASER TECHNOLOGY CO-A	15,000	22.19	332,850.00	
LUXSHARE PRECISION INDUSTR-A	8,850	27.62	244,437.00	
METALLURGICAL CORP OF CHIN-A	86,500	4.66	403,090.00	
NARI TECHNOLOGY DEVELOPMEN-A	25,840	14.99	387,341.60	
POWER CONSTRUCTION CORP OF-A	73,300	7.10	520,430.00	
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD-A	67,613	5.64	381,337.32	
SHANGHAI CONSTRUCTION CO-A	31,681	5.56	176,146.36	
SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-A	52,500	9.52	499,800.00	
SHANGHAI TUNNEL ENGINEERIN-A	27,900	8.57	239,103.00	
SHANGHAI WAIGAOQIAO FTZ - A	6,600	19.73	130,218.00	
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A	8,400	38.45	322,980.00	
SIASUN ROBOT & AUTOMATION-A	8,800	56.27	495,176.00	
SUZHOU GOLD MANTIS CONSTR -A	15,675	14.56	228,228.00	
WEICHAI POWER CO LTD-A	42,960	8.31	356,997.60	
XCMG CONSTRUCTION MACHIN-A	75,500	3.51	265,005.00	
XI'AN AERO-ENGINE PLC -A	13,800	40.55	559,590.00	
XIAMEN C & D INC-A	52,412	12.55	657,770.60	
XINJIANG GOLDWIND SCI&TECH-A	27,784	18.92	525,673.28	
XINJIANG TEBIA-A	46,126	9.84	453,879.84	
XJ ELECTRIC CO LTD-A	10,700	15.51	165,957.00	
ZHENGZHOU YUTONG BUS CO -A	23,554	19.25	453,414.50	
ZOOMLION HEAVY INDUSTRY SCIENCE AND TECH	77,977	4.75	370,390.75	
BEIJING ORIGINWATER TECHNO-A	10,900	43.29	471,861.00	
BLUEFOCUS COMMUNICATION GR-A	29,668	11.10	329,314.80	

JIHUA GROUP CORP LTD-A	27,400	8.81	241,394.00	
AIR CHINA LTD-A	45,400	7.15	324,610.00	
CHINA COSCO HOLDINGS-A	54,200	6.69	362,598.00	
CHINA EASTERN AIRLINES CO-A	60,200	7.06	425,012.00	
CHINA SHIPPING CONTAINER-A	56,300	5.12	288,256.00	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-A	62,350	7.42	462,637.00	
DAQIN RAILWAY CO LTD -A	105,624	7.63	805,911.12	
GUANGSHEN RAILWAY CO LTD-A	60,200	4.14	249,228.00	
HAINAN AIRLINES CO-A	104,900	3.45	361,905.00	
JUNEYAO AIRLINES CO LTD-A	2,600	26.57	69,082.00	
NINGBO PORT CO LTD-A	118,400	6.77	801,568.00	
SHANDONG HI-SPEED CO LTD -A	12,900	5.49	70,821.00	
SHANGHAI INTERNATIONAL AIR-A	17,100	27.34	467,514.00	
SHANGHAI INTERNATIONAL PORT	57,600	5.32	306,432.00	
SPRING AIRLINES CO LTD-A	4,300	57.22	246,046.00	
TIANJIN PORT CO LTD-A	14,900	9.35	139,315.00	
YINGKOU PORT LIABILITY CO-A	34,500	3.94	135,930.00	
BEIQI FOTON MOTOR CO LTD-A	29,600	5.39	159,544.00	
BYD CO LTD-A	11,100	58.87	653,457.00	
CHONGQING CHANGAN AUTOMOB-A	40,092	14.71	589,753.32	
FAW CAR COMPANY LIMITED-A	14,400	12.60	181,440.00	
FUYAO GROUP GLASSIndustr-A	24,865	14.40	358,056.00	
GREAT WALL MOTOR CO LTD-A	21,400	9.83	210,362.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-A	9,700	20.75	201,275.00	
HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS -A	18,300	15.12	276,696.00	
SAIC MOTOR CORPORATION LTD-A	58,700	20.01	1,174,587.00	
WANXIANG QIANCHAO CO LTD-A	20,380	16.49	336,066.20	
WEIFU HIGH-TECHNOLOGY GRP-A	8,950	19.14	171,303.00	
GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	85,430	19.66	1,679,553.80	
GUANGDONG ALPHA ANIMATION-A	9,000	35.08	315,720.00	
HEILAN HOME CO LTD-A	23,900	11.10	265,290.00	
HISENSE ELECTRIC CO LTD-A	13,900	15.64	217,396.00	
MIDEA GROUP CO LTD-A	37,820	28.82	1,089,972.40	
QINGDAO HAIER CO LTD-A	82,000	9.92	813,440.00	
SICHUAN CHANGHONG ELECTRIC-A	65,575	4.24	278,038.00	

TCL CORP-A SHARES	151,700	3.70	561,290.00	
YOUNGOR GROUP CO-A	27,700	13.44	372,288.00	
CHINA INTERNATIONAL TRAVEL-A	6,900	51.75	357,075.00	
SHENZHEN OVERSEAS CHINESE-A	58,266	7.13	415,436.58	
SONGCHENG PERFORMANCE DEVE-A	10,200	26.25	267,750.00	
ZHEJIANG YASHA DECORATION-A	11,887	11.68	138,840.16	
BEIJING ENLIGHT MEDIA CO L-A	7,820	23.02	180,016.40	
CHINA SOUTH PUBLISHING -A	12,800	19.66	251,648.00	
CHINESE UNIVERSE PUBLISHIN-A	9,800	20.15	197,470.00	
HUAWEN MEDIA INVESTMENT - A	29,100	10.33	300,603.00	
HUAYI BROTHERS MEDIA CORP-A	17,300	30.15	521,595.00	
HUNAN TV & BROADCAST INT-A	20,100	18.42	370,242.00	
JIANGSU BROADCASTING CABLE-A	10,600	15.98	169,388.00	
JIANGSU PHOENIX PUBLISH-A	13,600	12.68	172,448.00	
SHANGHAI ORIENTAL PEARL ME-A	32,680	28.65	936,282.00	
WANDA CINEMA LINE CO LTD-A	2,200	101.18	222,596.00	
WASU MEDIA HOLDING CO LTD-A	2,500	22.45	56,125.00	
ZHE JIANG DAILY MEDIA GRP -A	10,500	14.03	147,315.00	
ZHEJIANG HUACE FILM & TV-A	7,700	25.75	198,275.00	
LIAONING CHENG DA CO LTD-A	21,750	17.40	378,450.00	
PANG DA AUTOMOBILE TRADE-A	57,500	3.16	181,700.00	
SUNING COMMERCE GROUP CO LTD-A	78,650	12.02	945,373.00	
JOINTOWN PHARMACEUTICAL-A	6,300	16.07	101,241.00	
SHANGHAI BAILIAN GROUP CO-A	13,700	14.78	202,486.00	
SHENZHEN AGRICULTURAL PROD-A	15,114	14.51	219,304.14	
YONGHUI SUPERSTORES CO LTD-A	36,100	8.43	304,323.00	
BEIJING DABEINONG TECHNOLO-A	29,159	10.19	297,130.21	
BEIJING YANJING BREWERY CO-A	25,028	7.18	179,701.04	
FOSHAN HAITIAN FLAVOURING-A	4,840	31.44	152,169.60	
HENAN SHUANGHUI INVESTMENT-A	17,550	18.08	317,304.00	
INNER MONGOLIA YILI INDUS-A	107,700	14.68	1,581,036.00	
JIANGSU YANGHE BREWERY -A	10,688	61.42	656,456.96	
KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	8,931	210.24	1,877,653.44	
LUZHOU LAOJIAO CO LTD-A	12,480	23.15	288,912.00	
MEIHUA HOLDINGS GROUP CO-A	35,800	7.82	279,956.00	

NEW HOPE LIUHE CO LTD-A	32,108	15.57	499,921.56
TSINGTAO BREWERY CO LTD-A	4,900	28.70	140,630.00
WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	33,700	24.91	839,467.00
BY-HEALTH CO LTD-A	5,200	32.90	171,080.00
SHANGHAI JAHWA UNITED CO -A	9,550	33.60	320,880.00
AIER EYE HOSPITAL GROUP CO-A	6,998	30.52	213,578.96
HUADONG MEDICINE CO LTD-A	3,900	72.40	282,360.00
LEPU MEDICAL TECHNOLOGY-A	8,700	33.62	292,494.00
SEARAINBOW HLDG CORP CO-A	12,800	27.25	348,800.00
SHANGHAI PHARMACEUTICAL CO LTD-A	20,500	16.95	347,475.00
BEIJING SL PHARMACEUTICAL -A	7,290	27.29	198,944.10
BEIJING TONGRENTANG CO-A	12,150	33.01	401,071.50
CHINA RESOURCES SANJIU MED-A	7,000	23.03	161,210.00
GUANGXI WUZHOU ZHONGHENG G-A	49,400	5.67	280,098.00
GUANGZHOU PHARMACEUTICALS-A	9,500	24.10	228,950.00
HUALAN BIOLOGICAL ENGINEER-A	5,180	40.10	207,718.00
JIANGSU HENGRUI MEDICINE CO-A	20,841	44.33	923,881.53
JILIN AODONG MEDICINE INDU-A	12,742	26.67	339,829.14
KANGMEI PHARMACEUTICAL CO-A	54,700	13.55	741,185.00
SHANDONG DONG-E E-JIAO-A	9,300	46.08	428,544.00
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-A	20,400	19.70	401,880.00
SHANGHAI RAAS BLOOD PRODUC-A	9,800	40.04	392,392.00
SHENZHEN HEPALINK PHARMACE-A	4,600	27.68	127,328.00
SHENZHEN SALUBRIS PHARM-A	5,540	26.30	145,702.00
SICHUAN KELUN PHARMACEUTIC-A	15,300	15.59	238,527.00
TIANJIN TASLY PHARMA-CLASS A	11,500	36.26	416,990.00
TONGHUA DONGBAO PHARMACEUT-A	14,070	24.58	345,840.60
YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD-A	9,215	62.30	574,094.50
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A	678,700	3.11	2,110,757.00
BANK OF BEIJING CO LTD -A	179,957	10.10	1,817,565.70
BANK OF CHINA LTD-A	374,240	3.53	1,321,067.20
BANK OF COMMUNICATIONS CO-A	418,115	5.63	2,353,987.45
BANK OF NANJING CO LTD -A	35,825	16.12	577,499.00
BANK OF NINGBO CO LTD -A	34,620	13.46	465,985.20
CHINA CITIC BANK CO LTD -A	56,600	6.19	350,354.00

CHINA CONSTRUCTION BANK-A	119,225	5.15	614,008.75
CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A	282,700	3.74	1,057,298.00
CHINA MERCHANTS BANK-A	183,115	15.71	2,876,736.65
CHINA MINSHENG BANKING-A	524,644	8.56	4,490,952.64
HUAXIA BANK CO LTD-A	94,848	10.15	962,707.20
IND & COMM BK OF CHINA - A	382,980	4.25	1,627,665.00
INDUSTRIAL BANK CO LTD-A	236,752	15.50	3,669,656.00
PING AN BANK CO LTD-A	101,628	10.71	1,088,435.88
SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A	165,581	17.77	2,942,374.37
AVIC CAPITAL CO LTD -A	38,200	11.96	456,872.00
BOHAI LEASING CO LTD -A	34,100	7.39	251,999.00
CHANGJIANG SECURITIES CO L-A	58,900	10.85	639,065.00
CHINA MERCHANTS SECURITIES CO LTD	51,580	16.99	876,344.20
CHINA MERCHANTS SHEKOU INDUS	42,102	17.18	723,312.36
CITIC SECURITIES CO-A SHARES	139,750	16.12	2,252,770.00
DONGXING SECURITIES CO LT-A	8,900	27.78	247,242.00
EVERBRIGHT SECURITIES CO LTD	20,800	17.95	373,360.00
FOUNDER SECURITIES CO LTD-A	73,100	7.83	572,373.00
GF SECURITIES CO LTD-A	52,500	16.46	864,150.00
GUOSEN SECURITIES CO LTD-A	21,800	16.83	366,894.00
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO-A	27,100	19.86	538,206.00
GUOYUAN SECURITIES CO LTD-A	20,910	18.38	384,325.80
HAITONG SECURITIES CO LTD-A	143,700	13.14	1,888,218.00
HUATAI SECURITIES CO LTD	58,000	15.70	910,600.00
INDUSTRIAL SECURITIES CO-A	72,000	8.47	609,840.00
INDUSTRIAL SECURITIES CO-A(N)	23,970	8.47	203,025.90
NORTHEAST SECURITIES CO LT-A	20,840	14.42	300,512.80
ORIENT SECURITIES CO LTD-A	18,800	18.93	355,884.00
PACIFIC SECURITIES CO/THE-A	67,800	7.57	513,246.00
SEALAND SECURITIES CO LTD -A	24,960	9.99	249,350.40
SHANXI SECURITIES CO LTD-A	22,400	13.06	292,544.00
SHENWAN HONGYUAN GROUP CO-A	79,157	9.10	720,328.70
SINOLINK SECURITIES CO LTD-A	32,200	12.68	408,296.00
SOOCHOW SECURITIES CO LTD-A	38,400	12.67	486,528.00
SOUTHWEST SECURITIES CO LT-A	50,100	8.58	429,858.00

WESTERN SECURITIES CO LTD-A	19,900	29.19	580,881.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-A	29,600	23.89	707,144.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-A	55,800	25.26	1,409,508.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-A	11,100	40.93	454,323.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-A	192,300	31.51	6,059,373.00	
CHINA FORTUNE LAND DEVELOP-A	18,800	26.45	497,260.00	
CHINA VANKE CO LTD -A	148,940	19.82	2,951,990.80	
FINANCIAL STREET HOLDING-A	26,510	10.24	271,462.40	
GEMDALE CORP-A	39,932	15.70	626,932.40	
OCEANWIDE HOLDINGS CO LTD -A	24,300	10.20	247,860.00	
POLY REAL ESTATE GROUP CO -A	114,534	9.36	1,072,038.24	
RISESUN REAL ESTATE DEVEL-A	23,120	7.80	180,336.00	
SHANGHAI CHENGTOU HOLDING-A	26,540	16.97	450,383.80	
SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-A	7,200	42.37	305,064.00	
SHANGHAI ZHANGJIANG HIGH-A	13,700	20.28	277,836.00	
XINHU ZHONGBAO CO LTD-A	52,400	3.94	206,456.00	
ZHEJIANG CHINA COMMODITIES-A	48,300	7.09	342,447.00	
ZHONGTIAN URBAN DEVELOPMEN-A	33,100	7.39	244,609.00	
AISINO CO LTD-A	17,050	55.91	953,265.50	
BEIJING SHIJI INFORMATION -A	2,000	91.10	182,200.00	
BEIJING ULTRAPOWERSOFTWAR-A	21,200	9.92	210,304.00	
DHC SOFTWARE CO LTD -A	15,000	20.17	302,550.00	
EAST MONEY INFORMATION CO-A	19,700	44.49	876,453.00	
GLODON SOFTWARE CO LTD-A	12,000	13.47	161,640.00	
HUNDSUN TECHNOLOGIES INC-A	8,800	44.98	395,824.00	
IFLYTEK CO LTD - A	15,950	28.47	454,096.50	
LESHI INTERNET INFORMATION-A	21,600	49.88	1,077,408.00	
NEUSOFT CORP-A	15,460	24.98	386,190.80	
OURPALM CO LTD-A	28,400	12.05	342,220.00	
PEOPLE.CN CO LTD-A	9,800	17.00	166,600.00	
SHANGHAI 2345 NETWORK HOLD-A	4,600	26.59	122,314.00	
WANGSU SCIENCE & TECHNOLOG-A	8,635	56.32	486,323.20	
YONYOU NETWORK TECHNOLOGY-A	10,318	21.49	221,733.82	
BEIJING XINWEI TELECOM TEC-A	20,800	22.41	466,128.00	
BOE TECHNOLOGY GROUP CO LT-A	422,000	2.65	1,118,300.00	

DONGXU OPTOELECTRONIC TECH-A	31,800	7.03	223,554.00	
GOERTEK INC -A	16,220	28.74	466,162.80	
GUANGZHOU HAIGE COMMUNICAT-A	33,000	13.57	447,810.00	
HANGZHOU HIKVISION DIGITAL-A	21,700	28.56	619,752.00	
SHENZHEN O-FILM TECH CO-A	12,800	25.21	322,688.00	
TSINGHUA TONGFANG CO LTD-A	31,568	13.38	422,379.84	
UNIVERSAL SCIENTIFIC INDUS-A	6,300	11.17	70,371.00	
ZHEJIANG DAHUA TECHNOLOGY-A	12,400	34.09	422,716.00	
ZTE CORP-A	41,856	15.55	650,860.80	
CHINA UNITED TELECOMMUNICA-A	150,500	4.87	732,935.00	
DR PENG TELCOM & MEDIA GR-A	19,900	19.93	396,607.00	
BEIJING CAPITAL CO LTD-A	17,100	7.96	136,116.00	
BEIJING JINGNENG POWER CO-A	37,300	5.27	196,571.00	
CECEP WIND POWER CORP-A	3,800	11.77	44,726.00	
CHENGDU XINGRONG INVESTMEN-A	31,800	5.85	186,030.00	
CHINA NATIONAL NUCLEAR POW-A	82,900	8.17	677,293.00	
CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	87,850	12.81	1,125,358.50	
CHONGQING WATER GROUP-A	11,100	7.44	82,584.00	
DATANG INTL POWER GEN CO-A	53,200	4.52	240,464.00	
GD POWER DEVELOPMENT CO -A	174,420	3.24	565,120.80	
GUANGDONG ELEC POWER DEV-A	17,100	6.39	109,269.00	
GUANGDONG GOLDEN DRAGON DE-A	8,600	19.67	169,162.00	
HUADIAN POWER INTL CORP-A	43,400	5.58	242,172.00	
HUANENG POWER INTR INC-A	74,600	7.39	551,294.00	
HUBEI ENERGY GROUP CO LTD-A	34,700	5.18	179,746.00	
INNER MONGOLIA MENGDIAN HU-A	51,550	3.75	193,312.50	
SDIC HUAJING POWER HOLDING-A	60,200	7.15	430,430.00	
SHANGHAI ELECTRIC POWER CO-A	15,200	11.34	172,368.00	
SHENERGY COMPANY LIMITED-A	40,363	6.48	261,552.24	
SHENZHEN ENERGY GROUP CO L-A	21,100	7.85	165,635.00	
SICHUAN CHUANTOU ENERGY CO-A	39,070	8.50	332,095.00	
SOUND ENVIRONMENTAL RESOUR-A	9,010	31.78	286,337.80	
ZHEJIANG ZHENENG ELECTRIC-A	48,340	6.18	298,741.20	
SANAN OPTOELECTRONICS CO L-A	22,610	20.31	459,209.10	
TIANJIN ZHONGHUAN SEMICOND-A	23,440	9.17	214,944.80	

中国元小計	14,775,766		151,962,101.58 (2,715,562,755)
合 計	14,775,766		2,715,562,755 (2,715,562,755)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
中国元	株式 301銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

マネー・オープン・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成27年 1月20日現在	平成28年 1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	135,254,227	83,630,934
国債証券	539,999,905	209,999,811
未収利息	219	135
流動資産合計	675,254,351	293,630,880
資産合計	675,254,351	293,630,880
負債の部		
流動負債		



	平成27年 1月20日現在	平成28年 1月20日現在
未払解約金	12,721,154	3,373,771
流動負債合計	12,721,154	3,373,771
負債合計	12,721,154	3,373,771
純資産の部		
元本等		
元本	650,977,866	285,144,716
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	11,555,331	5,112,393
元本等合計	662,533,197	290,257,109
純資産合計	662,533,197	290,257,109
負債純資産合計	675,254,351	293,630,880

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

		平成27年 1月20日現在	平成28年 1月20日現在
1.	期首	平成26年 1月21日	平成27年 1月21日
	期首元本額	854,000,931円	650,977,866円
	期首からの追加設定元本額	301,285,964円	99,119,873円
	期首からの一部解約元本額	504,309,029円	464,953,023円
	元本の内訳		
	上場インデックスファンド中国A株(パンダ)CSI300	198,295円	198,295円
	上場インデックスファンド海外債券(Citi WGBI)毎月分配型	19,740円	19,740円
	世界銀行債券ファンド(毎月分配型)	54,961,308円	33,001,983円
	高金利通貨コレクション	240,723円	147,125円
	シティ・カンントリー・セクター	824,496円	497,425円
	資源ファンド(株式と通貨)ブラジルリアル・コース	94,299,073円	26,799,318円
	資源ファンド(株式と通貨)南アフリカランド・コース	22,980,896円	5,679,718円

資源ファンド(株式と通貨)オーストラリアドル・コース	8,311,357円	2,769,803円
資源ファンド(株式と通貨)円コース	56,820円	28,683円
資源ファンド(株式と通貨)メキシコペソ・コース	136,794円	39,691円
資源ファンド(株式と通貨)トルコリラ・コース	196,683円	68,265円
資源ファンド(株式と通貨)米ドル・コース	338,909円	347,933円
資源ファンド(株式と通貨)ブラジルリアル・コース (資産成長型)	49,689円	14,841円
資源ファンド(株式と通貨)南アフリカランド・コース (資産成長型)	20,762円	12,287円
資源ファンド(株式と通貨)米ドル・コース(資産成長型)	24,459円	37,698円
日興・GS 世界ソブリン・ファンド(毎月分配型)	19,904,898円	16,074,009円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(米ドルコース)	40,715,901円	30,113,663円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(円ヘッジコース)	19,239,597円	10,113,161円
日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド	6,813,583円	4,926,895円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型(米ドルコース)	964,402円	784,170円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(ブラジルリアルコース)	19,529,533円	10,615,845円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(南アフリカランドコース)	4,794,334円	2,047,717円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(トルコリラコース)	327,220,330円	131,527,547円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(対米ドル・ブラジルリアルコース)	348,151円	164,427円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(対米ドル・アジア通貨バスケットコース)	52,904円	31,919円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(メキシコペソコース)	6,711,468円	2,498,529円
日興・GS 世界ソブリン・ファンド VA(適格機関投資家転売制限付)	22,022,761円	6,381,867円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドネシアルピアコース)	- 円	26,685円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドルピーコース)	- 円	175,477円
計	650,977,866円	285,144,716円
2. 受益権の総数	650,977,866口	285,144,716口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	自 平成26年 1月21日 至 平成27年 1月20日	自 平成27年 1月21日 至 平成28年 1月20日
--	--------------------------------	--------------------------------

金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	平成27年 1月20日現在	平成28年 1月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成27年 1月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	35
合計	35

(平成28年 1月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	21
合計	21

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成27年 1月20日現在		平成28年 1月20日現在	
1口当たり純資産額	1.0178円	1口当たり純資産額	1.0179円
(1万口当たり純資産額)	(10,178円)	(1万口当たり純資産額)	(10,179円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第5 6 4回国庫短期証券	30,000,000	29,999,970	
	第5 7 9回国庫短期証券	180,000,000	179,999,841	
合計		210,000,000	209,999,811	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2016年 1月29日現在です。

## 【上場インデックスファンド中国A株(パンダ)CSI300】

## 【純資産額計算書】

資産総額	2,514,403,180円
負債総額	206,894円
純資産総額( - )	2,514,196,286円
発行済口数	522,220口
1口当たり純資産額( / )	4,814円

(参考)

## CSI300インデックスファンド(適格機関投資家向け)

## 純資産額計算書

資産総額	2,508,825,565円
負債総額	2,755,413円
純資産総額( - )	2,506,070,152円
発行済口数	2,522,142,469口
1口当たり純資産額( / )	0.9936円

## CSI300インデックスオープン(適格機関投資家転売制限付)

## 純資産額計算書

資産総額	8,060,078円
負債総額	103,611円
純資産総額( - )	7,956,467円
発行済口数	8,266,545口
1口当たり純資産額( / )	0.9625円

## 中国A株CSI300インデックスマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	2,508,515,421円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	2,508,515,421円
発行済口数	2,375,196,206口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0561円

## マネー・オープン・マザーファンド

### 純資産額計算書

資産総額	275,677,958円
負債総額	35,998円
純資産総額（ - ）	275,641,960円
発行済口数	270,785,223口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0179円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

#### 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### （4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### （5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（ 6 ） 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換投資信託証券の交付（信託終了時の交換等を含みます。）については、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。



### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

平成28年1月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

###### (2) 会社の意思決定機関（平成28年1月末現在）

###### ・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

###### ・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

###### (3) 運用の意思決定プロセス（平成28年1月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成28年1月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	603	111,670

株式投資信託		548	88,038
単位型		102	2,841
追加型		446	85,196
公社債投資信託		55	23,632
単位型		39	384
追加型		16	23,248

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第56期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第57期中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

#### （1）【貸借対照表】

	(単位:百万円)			
	第55期 (平成26年3月31日)		第56期 (平成27年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
現金・預金	3	17,805	3	14,206
有価証券		234		277
前払費用	3	419	3	509
未収入金		37		3
未収委託者報酬		7,162		8,441
未収収益	3	608	3	1,566
関係会社短期貸付金		240		436
立替金		303		666
繰延税金資産		984		1,446
その他	2	30	2	195
流動資産合計		27,826		27,750
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物	1	47	1	56
器具備品	1	134	1	166
有形固定資産合計		181		222
<b>無形固定資産</b>				
ソフトウェア		91		113
無形固定資産合計		91		113

投資その他の資産		
投資有価証券	7,290	14,184
関係会社株式	21,702	21,702
関係会社長期貸付金	60	60
長期差入保証金	692	740
長期前払費用	-	0
繰延税金資産	525	248
投資その他の資産合計	30,271	36,936
固定資産合計	30,544	37,273
資産合計	58,371	65,023

(単位：百万円)

	第55期 (平成26年3月31日)		第56期 (平成27年3月31日)
負債の部			
流動負債			
預り金	329		387
未払金	3,404		5,545
未払収益分配金	6		6
未払償還金	112		112
未払手数料	3	2,743	3
その他未払金		542	
未払費用	3	3,239	3
未払法人税等		2,286	
未払消費税等	4	356	4
賞与引当金		1,935	
役員賞与引当金		150	
その他		-	3
流動負債合計	11,702		14,646
固定負債			
退職給付引当金		1,081	
その他		55	
固定負債合計		1,137	
負債合計	12,840		15,758
純資産の部			
株主資本			
資本金		17,363	
資本剰余金			
資本準備金		5,220	
資本剰余金合計		5,220	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		22,694	
利益剰余金合計		22,694	
自己株式		68	
株主資本合計		45,209	

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	321	1,002
繰延ヘッジ損益	-	88
評価・換算差額等合計	321	913
純資産合計	45,531	49,265
負債純資産合計	58,371	65,023

## (2) 【損益計算書】

	(単位:百万円)	
	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	63,120	63,990
その他営業収益	2,557	3,729
営業収益合計	65,678	67,719
営業費用		
支払手数料	31,207	30,408
広告宣伝費	1,081	1,045
公告費	2	5
調査費	13,405	15,571
調査費	712	747
委託調査費	12,669	14,782
図書費	23	41
委託計算費	465	502
営業雑経費	558	660
通信費	186	199
印刷費	252	263
協会費	43	64
諸会費	11	27
その他	65	106
営業費用計	46,721	48,193
一般管理費		
給料	7,171	7,585
役員報酬	316	289
役員賞与引当金繰入額	150	120
給料・手当	4,719	5,127
賞与	50	59
賞与引当金繰入額	1,935	1,990
交際費	108	163
寄付金	54	36
旅費交通費	448	503
租税公課	209	208
不動産賃借料	755	785
退職給付費用	313	349
退職金	32	16
固定資産減価償却費	109	148
福利費	847	908
諸経費	2,517	2,673
一般管理費計	12,568	13,380
営業利益	6,388	6,146

(単位：百万円)

	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		17		10
受取配当金	1	1,774	1	1,152
有価証券償還益		-		13
時効成立分配金・償還金		4		1
為替差益		26		-
その他		19		107
営業外収益合計		1,842		1,285
営業外費用				
支払利息		19		28
有価証券償還損		-		81
デリバティブ費用		-		269
時効成立後支払分配金・償還金		22		295
支払源泉所得税		57		71
為替差損		-		26
その他		13		21
営業外費用合計		114		795
経常利益		8,116		6,636
特別利益				
投資有価証券売却益		135		270
特別利益合計		135		270
特別損失				
投資有価証券売却損		12		22
関係会社株式評価損		4,500		-
固定資産処分損		0		0
割増退職金		59		243
役員退職一時金		235		-
外国税関連費用		-	2	1,650
特別損失合計		4,807		1,916
税引前当期純利益		3,445		4,991
法人税、住民税及び事業税		3,020		2,356
法人税等調整額		119		466
法人税等合計		2,900		1,890
当期純利益		544		3,101

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第55期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本	
	資本剰余金	利益剰余金

	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
				繰越利益剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045
会計方針の変更による累積的影響額							-
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045
当期変動額							
剰余金の配当				1,380	1,380		1,380
当期純利益				544	544		544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	836	836	-	836
当期末残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	68	45,209

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	362	362	46,408
会計方針の変更による累積的影響額		-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	362	362	46,408
当期変動額			
剰余金の配当			1,380
当期純利益			544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40	40	40
当期変動額合計	40	40	876
当期末残高	321	321	45,531

第56期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	68	45,209
会計方針の変更による累積的影響額				41	41		41
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,735	22,735	68	45,250
当期変動額							
当期純利益				3,101	3,101		3,101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							

当期変動額合計	-	-	-	3,101	3,101	-	3,101
当期末残高	17,363	5,220	5,220	25,836	25,836	68	48,351

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	321	-	321	45,531
会計方針の変更による累積的影響額			-	41
会計方針の変更を反映した当期首残高	321	-	321	45,572
当期変動額				
当期純利益				3,101
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	680	88	591	591
当期変動額合計	680	88	591	3,692
当期末残高	1,002	88	913	49,265

## [注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～15年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p>

	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p>

## (会計方針の変更)

<p>第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)</p>
<p>「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務年数に対応した高格付社債の流通利回りを基礎とする方法から退職給付の支払見込期間及び期間毎の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。 この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が63百万円減少、繰延税金資産が22百万円減少、繰越利益剰余金が41百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。なお、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に対する影響額は、軽微であります。</p>

## (表示方法の変更)

<p>第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)</p>
<p>(損益計算書関係) 前事業年度において、「一般管理費」の「諸経費」に含めていた「福利費」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。 この結果、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「諸経費」に表示していた3,364百万円は、「福利費」847百万円、「諸経費」2,517百万円として組み替えております。</p>



## （貸借対照表関係）

第55期 (平成26年3月31日)	第56期 (平成27年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,091百万円</p> <p>器具備品 625百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p>流動資産のその他30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 6,249百万円</p> <p>前払費用 2百万円</p> <p>未収収益 74百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 98百万円</p> <p>未払費用 274百万円</p> <p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務65百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務159百万円に対して保証を行っております。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,122百万円</p> <p>器具備品 679百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p>流動資産のその他のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 4,256百万円</p> <p>前払費用 2百万円</p> <p>未収収益 110百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 108百万円</p> <p>未払費用 500百万円</p> <p>その他 57百万円</p> <p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務27百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務842百万円に対して保証を行っております。</p>

## （損益計算書関係）

第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 1,290百万円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 719百万円</p> <p>2 外国税関連費用1,650百万円は、中国税務当局等が平成26年10月31日付に発した「通達79号」に基づき、平成21年11月17日から平成26年11月16日までのQFII(Qualified Foreign Institutional Investors)口座を通じて取得した中国A株の譲渡所得に対して税率10%で遡及課税される金額を合理的に計算したものであります。中国A株に投資している当社の対象ファンドは「中国A株マザーファンド」及び「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」の2ファンドであり、ファンドの当時の受益者に負担を求めることが事実上不可能であるため、当社が負担しております。</p>
--	--

## (株主資本等変動計算書関係)

第55期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	109,600	-	-	109,600

## 3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度ストックオプション(1)	普通株式	16,978,500	-	1,075,800	15,902,700	-
平成21年度ストックオプション(2)	普通株式	1,626,900	-	59,400	1,567,500	-
平成22年度ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-
平成23年度ストックオプション(1)	普通株式	5,930,100	-	541,200	5,388,900	-
合計		29,800,700	-	1,676,400	28,124,300	-

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株及び平成23年度ストックオプション(1)2,887,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

第56期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	-	-	109,600

## 3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	15,902,700	-	-	15,902,700	-
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,567,500	-	-	1,567,500	-
平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	2,955,200	-	-
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	5,388,900	-	359,700	5,029,200	-
合計		28,124,300	-	3,314,900	24,809,400	-

(注) 1 平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。なお、当該新株予約権は平成27年2月8日に失効いたしました。

3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株及び平成23年度ストックオプション(1)4,075,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	850	4.32	平成27年3月31日	平成27年6月30日

## (リース取引関係)

第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 751百万円	1年内 841百万円
1年超 77百万円	1年超 3,420百万円
合計 828百万円	合計 4,261百万円

## (金融商品関係)

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエーション・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額( )	時価( )	差額
(1) 現金・預金	17,805	17,805	-
(2) 未収委託者報酬	7,162	7,162	-
(3) 未収収益	608	608	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,457	7,457	-
(5) 未払金	(3,404)	(3,404)	-
(6) 未払費用	(3,239)	(3,239)	-

( ) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

### (注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

#### (5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額66百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	17,805	-	-	-
未収委託者報酬	7,162	-	-	-
未収収益	608	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 投資信託	234	315	1,166	973
合計	25,811	315	1,166	973

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、

当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシドマネの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計(繰延ヘッジ)を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」4「ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

### 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュ・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。

### 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額( 1)	時価( 1)	差額
(1) 現金・預金	14,206	14,206	-
(2) 未収委託者報酬	8,441	8,441	-
(3) 未収収益	1,566	1,566	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	14,431	14,431	-
(5) 未払金	(5,545)	(5,545)	-
(6) 未払費用	(4,636)	(4,636)	-
(7) デリバティブ取引( 2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(25)	(25)	-
ヘッジ会計が適用されているもの デリバティブ取引計	(57) (82)	(57) (82)	- -

( 1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

( 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)注記を参照ください。なお、上記金額は貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額30百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額18,809百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,206	-	-	-
未収委託者報酬	8,441	-	-	-
未収収益	1,566	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 投資信託	277	1,219	3,205	1,232
合計	24,492	1,219	3,205	1,232

(有価証券関係)

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

## 2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	3,819	3,188	631
	小計	3,819	3,188	631
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	3,637	3,768	130
	小計	3,637	3,768	130
合計		7,457	6,957	500

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 66百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	11	-
投資信託	1,734	124	12
合計	1,758	135	12

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

## 2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
--	----	----------	------	----



貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	12,839	11,293	1,546
	小計	12,839	11,293	1,546
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	1,591	1,656	64
	小計	1,591	1,656	64
合計		14,431	12,949	1,482

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 30百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,661	270	22
合計	3,661	270	22

### （デリバティブ取引関係）

第55期(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

第56期(平成27年3月31日)

#### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

##### （1）株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,337	-	25	25
	買建	-	-	-	-
合計		2,337	-	25	25

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

##### 2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

#### 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

##### （1）通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価	2,586	-	68

法	豪ドル	証券	276	-	8
	シンガポールドル		878	-	4
	ユーロ		219	-	1
合計			3,961	-	57

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第55期 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)		第56期 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)		関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	
(1) 関連会社に対する投資の金額	3,065	(1) 関連会社に対する投資の金額	3,078
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	7,660	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	9,396
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,379	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,720

(退職給付関係)

第55期(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,101
勤務費用	110
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	56
退職給付債務の期末残高	1,174

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,174
未積立退職給付債務	1,174
未認識数理計算上の差異	92
貸借対照表に計上された負債の額	1,081
退職給付引当金	1,081
貸借対照表に計上された負債の額	1,081

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	110
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	16
確定給付制度に係る退職給付費用	137

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.8%

### 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、176百万円でありました。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

#### 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

#### 2 確定給付制度

##### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,174
会計方針の変更による累積的影響額	63
会計方針の変更を反映した期首残高	1,110
勤務費用	126
利息費用	7
数理計算上の差異の発生額	47
退職給付の支払額	59
退職給付債務の期末残高	1,233

##### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,233
未積立退職給付債務	1,233
未認識数理計算上の差異	121
貸借対照表に計上された負債の額	1,111

退職給付引当金	1,111
貸借対照表に計上された負債の額	1,111

##### (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	126
利息費用	7
数理計算上の差異の費用処理額	18
確定給付制度に係る退職給付費用	152

##### (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

### 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、196百万円でありました。

## （ストックオプション等関係）

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

## (1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

## ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2月 8日	平成22年 8月20日
権利確定前(株)		
期首	16,978,500	1,626,900
付与	0	0
失効	1,075,800	59,400
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8月20日	平成23年10月 7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,930,100
付与	0	0
失効	0	541,200
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,388,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2月 8日	平成22年 8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日

権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

### ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	15,902,700	1,567,500
付与	0	0
失効	0	0
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,388,900
付与	0	0
失効	0	359,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,029,200
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-

失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

#### 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第55期 (平成26年 3 月31日)	第56期 (平成27年 3 月31日)
------------------------	------------------------



1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：百万円)	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：百万円)
繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)	
賞与引当金	689	賞与引当金	658
その他	294	その他	813
小計	984	小計	1,472
繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)	
投資有価証券評価損	148	投資有価証券評価損	134
関係会社株式評価損	1,665	関係会社株式評価損	1,510
退職給付引当金	385	退職給付引当金	360
固定資産減価償却費	158	固定資産減価償却費	133
その他	34	その他	73
小計	2,391	小計	2,213
繰延税金資産小計	3,375	繰延税金資産小計	3,685
評価性引当金	1,665	評価性引当金	1,510
繰延税金資産合計	1,710	繰延税金資産合計	2,174
繰延税金負債(固定)		繰延税金負債(流動)	
その他有価証券評価差額金	200	その他有価証券評価差額金	25
繰延税金負債合計	200	小計	25
繰延税金資産の純額	1,510	繰延税金負債(固定)	
		その他有価証券評価差額金	454
		小計	454
		繰延税金負債合計	480
		繰延税金資産の純額	1,694
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	38.0%	法定実効税率	35.6%
(調整)		(調整)	
評価性引当金の増減	46.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	12.9%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9%	海外子会社の留保利益の影響額等	1.7%
海外子会社の留保利益の影響額等	6.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	84.2%		

## 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」(平成26年政令第151号)が平成26年3月31日に公布されたことにより、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異について、当社が使用した法定実効税率は38.0%から35.6%に変更されております。この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は65百万円減少し、その他有価証券評価差額金の金額が1百万円、法人税等調整額の金額が63百万円、それぞれ増加しております。

## 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)の施行に伴い平成26年4月1日に開始する事業年度から、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は135百万円、繰延ヘッジ損益が4百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が48百万円、法人税等調整額が179百万円、それぞれ増加しております。

## ( 関連当事者情報 )

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社  
重要な該当事項はありません。

## (イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千SGD)	事業の 内容	議決権 等の所有(被所有) 割合 (%)	関連 当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	292,000	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	398 (千SGD 5,059) (注2)	関係会社短期貸付金	240 (千SGD 2,940)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	15 (千SGD 192)	未収収益	5 (千SGD 64)
							増資の引受(注3)	3,266 (千SGD 40,000)	-	-

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の貸付に係る取引金額 398百万円( 5,059千SGD)の内訳は、貸付240百万円(2,940千SGD)及び返済638百万円(8,000千SGD)であります。
- Nikko Asset Management International Limitedの行った40,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）  
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成25年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	15,790百万円
負債合計	1,713百万円
純資産合計	14,076百万円
営業収益	11,350百万円
税引前当期純利益	4,212百万円
当期純利益	3,096百万円

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社  
重要な該当事項はありません。

## (イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千SGD)	事業の 内容	議決権 等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	292,000	アセット マネジメ ント業	直接 100.00	資金の 貸付	資金の 貸付 (シンガ ポール ドル貨 建) (注1)	184 (千 SGD 2,059) (注2)	関係 会社 短期 貸付 金	436 (千 SGD 5,000)
							貸付金 利息 (シンガ ポール ドル貨 建) (注1)	7 (千 SGD 92)	未収 収益	7 (千 SGD 82)

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の貸付に係る取引金額184百万円(2,059千 SGD)の内訳は、貸付424百万円(5,000千 SGD)及び返済240百万円(2,940千 SGD)であります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）  
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成26年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	23,832百万円
負債合計	6,549百万円
純資産合計	17,283百万円
営業収益	15,406百万円
税引前当期純利益	4,977百万円
当期純利益	3,441百万円

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

## 関連情報

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いいため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いいため、記載しておりません。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

### 3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	231円23銭	250円20銭
1株当たり当期純利益金額	2円76銭	15円74銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(百万円)	544	3,101
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	544	3,101
普通株式の期中平均株式数(千株)	196,903	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、 平成21年度ストックオプション(2) 1,567,500株、 平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、 第1回新株予約権2,955,200株、 平成23年度ストックオプション(1) 5,388,900株	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、 平成21年度ストックオプション(2) 1,567,500株、 平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、 平成23年度ストックオプション(1) 5,029,200株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第55期 (平成26年3月31日)	第56期 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	45,531	49,265
純資産の部の合計額から控除する金額 （百万円）	-	-
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	45,531	49,265
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数（千株）	196,903	196,903

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 中間財務諸表等

## （1）中間貸借対照表

（単位：百万円）

		第57期中間会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		13,390
金銭の信託		99
有価証券		87
未収委託者報酬		7,326
未収収益		1,121
関係会社短期貸付金		5,925
繰延税金資産		436
その他	2	2,325
流動資産合計		30,712
固定資産		
有形固定資産	1	364
無形固定資産		122
投資その他の資産		
投資有価証券		13,748
関係会社株式		21,702
関係会社長期貸付金		60
長期差入保証金		775
繰延税金資産		546
その他		0
投資その他の資産合計		36,834
固定資産合計		37,321
資産合計		68,033

（単位：百万円）

		第57期中間会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金		4,051

未払費用		4,163
未払法人税等		52
未払消費税等	3	457
関係会社短期借入金		5,997
賞与引当金		976
役員賞与引当金		115
その他		708
流動負債合計		16,521
固定負債		
退職給付引当金		1,130
固定負債合計		1,130
負債合計		17,652
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		28,043
利益剰余金合計		28,043
自己株式		502
株主資本合計		50,124
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		310
繰延ヘッジ損益		53
評価・換算差額等合計		257
純資産合計		50,381
負債純資産合計		68,033

## ( 2 ) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第57期中間会計期間  
(自 平成27年4月1日  
至 平成27年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		33,707
その他営業収益		1,944
営業収益合計		35,652
営業費用及び一般管理費	1	32,417
営業利益		3,235
営業外収益	2	2,115
営業外費用	3	1,200
経常利益		4,150
特別利益	4	504

特別損失	5	510
税引前中間純利益		4,145
法人税、住民税及び事業税		60
法人税等調整額		1,026
中間純利益		3,058

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第57期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	25,836	25,836	68	48,351
当中間期変動額							
剰余金の配当				850	850		850
中間純利益				3,058	3,058		3,058
自己株式の取得						434	434
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計				2,207	2,207	434	1,772
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	28,043	28,043	502	50,124

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,002	88	913	49,265
当中間期変動額				
剰余金の配当				850
中間純利益				3,058
自己株式の取得				434
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	692	35	656	656
当中間期変動額合計	692	35	656	1,116
当中間期末残高	310	53	257	50,381

## 注記事項

(重要な会計方針)

項目	第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法



	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理していません。</p>

(会計方針の変更)

第57期中間会計期間  
(自 平成27年4月1日  
至 平成27年9月30日)

## （企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当中間会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間会計期間の中間財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項（4）及び事業分離等会計基準第57 - 4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

## （中間貸借対照表関係）

第57期中間会計期間 (平成27年9月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 1,748百万円
2	信託資産 流動資産のその他のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
4	保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務6百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務779百万円に対して保証を行っております。

## （中間損益計算書関係）

第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	

1	減価償却実施額	
	有形固定資産	59百万円
	無形固定資産	22百万円
2	営業外収益のうち主要なもの	
	受取利息	25百万円
	受取配当金	1,271百万円
	デリバティブ収益	816百万円
3	営業外費用のうち主要なもの	
	支払利息	63百万円
	デリバティブ費用	907百万円
	支払源泉所得税	119百万円
4	特別利益のうち主要なもの	
	投資有価証券売却益	504百万円
5	特別損失のうち主要なもの	
	特別賞与	348百万円
	割増退職金	91百万円
	役員退職一時金	64百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第57期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	109,600	704,500	-	814,100

（注）自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(百万円)
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
平成21年度ストックオプション(1)	普通株式	15,902,700	-	10,282,800	5,619,900	-
平成21年度ストックオプション(2)	普通株式	1,567,500	-	587,400	980,100	-
平成22年度ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	2,310,000	-	-
平成23年度ストックオプション(1)	普通株式	5,029,200	-	290,400	4,738,800	-
合計		24,809,400	-	13,470,600	11,338,800	-

（注）1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)、平成22年度ストックオプション(1)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

- 2 平成21年度ストックオプション(1)5,619,900株、平成21年度ストックオプション(2)980,100株及び平成23年度ストックオプション(1)4,075,500株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月25日 取締役会	普通株式	850	4.32	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

##### (リース取引関係)

第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	853百万円
1年超	3,047百万円
合計	3,900百万円

##### (金融商品関係)

第57期中間会計期間(平成27年9月30日)

##### 1 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日(当中間決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額( 1)	時価( 1)	差額
(1) 現金・預金	13,390	13,390	-
(2) 未収委託者報酬	7,326	7,326	-
(3) 未収収益	1,121	1,121	-
(4) 金銭の信託	99	99	-
(5) 関係会社短期貸付金	5,925	5,925	-
(6) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	13,819	13,819	-
(7) 未払金	(4,051)	(4,051)	-
(8) 未払費用	(4,163)	(4,163)	-
(9) 関係会社短期借入金	(5,997)	(5,997)	-
(10) デリバティブ取引( 2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(120)	(120)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	169	169	-
デリバティブ取引計	48	48	-

( 1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は金融商品取引所が定める清算指数、為替予約取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用並びに(9) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、上記金額は貸借対照表上、流動資産のその他及び流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（中間貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（有価証券関係）

第57期中間会計期間(平成27年9月30日)

### 1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

### 2 その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	7,923	7,062	860
	小計	7,923	7,062	860
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	5,896	6,298	402
	小計	5,896	6,298	402
合計		13,819	13,361	458

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等(中間貸借対照表計上額16百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### (デリバティブ取引関係)

第57期中間会計期間(平成27年9月30日)

#### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

##### (1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	4,686	-	49	49
合計		4,686	-	49	49

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法  
金融商品取引所が定める清算指数によっております。

##### (2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	為替予約取引 買建 米ドル	5,997	-	170	170
合計		5,997	-	170	170

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

#### 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

##### (1) 通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		4,550	-	148
	豪ドル		219	-	21
	シンガポールドル		738	-	57
	ユーロ		194	-	0
	香港ドル		178	-	5
	人民元		2,155	-	63
合計			8,035	-	169

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

##### (持分法損益等)

第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	3,071百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	9,269百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,461百万円

(ストックオプション等関係)

第57期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第57期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]

第57期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第57期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第57期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第57期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

## （ 1株当たり情報 ）

項目	第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	256円79銭
1株当たり中間純利益金額	15円54銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間純利益（百万円）	3,058
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る中間純利益（百万円）	3,058
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,730
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 5,619,900株、平成21年度ストックオプション(2) 980,100株、平成23年度ストックオプション(1) 4,738,800株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第57期中間会計期間 (平成27年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	50,381
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	50,381
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	196,198

## （ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)に



において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
シティグループ証券株式会社	96,307百万円 (平成27年3月末現在)	

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券などの管理・計算事務・収益分配金の支払いなどを行ないます。

### (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集の取扱い、交換に関する業務、買取りに関する業務、信託終了時の交換などに関する業務などを行ないます。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

## 第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
- 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
  - ファンドの基本的性格など
  - 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
  - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
  - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
- 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
- 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
- 請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。
- 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
- 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
- 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
- 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (8) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨の記載。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月15日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月17日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### PWCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている上場インデックスファンド中国A株（パンダ）CSI300の平成27年1月21日から平成28年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上場インデックスファンド中国A株（パンダ）CSI300の平成28年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月4日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。